

# 基本計画（営業の許可・認可に係る手続）

（平成29年6月に各省から提出されたもの）

## <目次>

警察庁 . . . . . 1

農水省 . . . . . 8

環境省 . . . . . 14

経産省 . . . . . 16

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	警察庁
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

【記載要領】

○ 「1 手続の概要及び電子化の状況」については、「基本計画の対象手続一覧表」に基づき、基本計画の作成対象となる事項について、手続の概要及びその電子化の状況を記載する。

○ 「2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）」については、「基本計画の対象手続一覧表」のうち、基本計画の作成対象となる各事項について、コスト削減の取組内容及びスケジュールを記載する。その際、①規制そのものの見直し、行政手続の簡素化、IT化についての検討、②行政手続簡素化3原則に沿った対応の検討、③行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項、について検討した結果、盛り込める内容を記載する。  
また、「省庁間の連携が必要な取組」、「地方公共団体の理解・協力が必要な取組」については、その旨を記載し、取組の内容を説明する。  
取組期間が3年を超える場合には、その必要性について十分な説明を記載する。

○ 「3 コスト計測」の「1. 選定理由」については、基本計画の作成対象となる事項のうち、コスト計測の対象とする各事項について、その選定理由を記載する。  
「2. コスト計測の方法及び時期」については、選定した各事項について、作業時間の計算方法及び計測時期を記載する。なお、計測時期については、その判断の根拠を明確に記載する。

**1 手続の概要及び電子化の状況**

≪質屋営業関係≫

【手続の概要】

- (1) 質屋営業の許可申請書記載事項の変更の届出  
質屋営業の許可申請書の記載事項に変更が生じた場合に、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に当該変更事項を届け出るもの。
- (2) 質屋の廃業の届出  
質屋が廃業した場合に、廃業の日から10日以内に、公安委員会にその旨を届け出るもの。
- (3) 許可証の書換えの申請  
許可証の記載事項に変更が生じた場合に、公安委員会に許可証の記載事項の書換えを申請するもの。
- (4) 許可証の返納の届出  
質屋に廃業等の事由が生じた場合に、公安委員会に許可証を返納するもの。

【電子化の状況】

電子化手続はなし。

≪古物営業関係≫

【手続の概要】

- (5) 古物商・古物市場主の許可の申請  
古物営業を営もうとする場合に、公安委員会に古物営業の許可申請を行うもの。
- (6) 許可証の亡失届出・再交付の申請  
許可証を亡失した場合に、公安委員会にその旨を届け出て、許可証の再交付の申請を行うもの。
- (7) 古物商等の許可申請書記載事項の変更の届出  
古物商、古物市場主の許可申請書の記載事項に変更が生じた場合に、公安委員会に当該変更事項を届け出るもの。
- (8) 複数の都道府県に営業所を有する古物商等の代表者等の変更の届出  
複数の都道府県に営業所を有する古物商等の代表者等に変更が生じた場合に、許可を有している公安委員会のいずれか1つに当該変更事項を届け出るもの。
- (9) 許可証の書換えの申請  
許可証の記載事項に変更が生じた場合に、公安委員会に許可証の記載事項の書換えを申請するもの。
- (10) 許可証の返納  
古物営業を廃止した場合等に、公安委員会に許可証を返納するもの。
- (11) 競り売りの届出  
古物市場以外において競り売りを行う場合に、公安委員会に競り売りをしようとする日時及び場所を届け出るもの。
- (12) インターネット等による競り売りの届出  
インターネット等を用いて競り売りを行う場合に、公安委員会に競り売りをしようとする期間等を届け出るもの。
- (13) 経由警察署長の変更の届出  
営業所の移転等により、経由警察署の管轄区域内に営業所を有しなくなった場合に、同警察署長にその旨を届け出るもの。

【電子化の状況】

電子化手続はなし。

≪警備業関係≫

【手続の概要】

- (14) 警備業の認定の申請  
警備業を営もうとする場合に、公安委員会に警備業の認定申請を行うもの。
- (15) 認定証の有効期間更新の申請  
公安委員会に認定証の有効期間の更新申請を行うもの。
- (16) 営業所設置等の届出  
主たる営業所の所在する都道府県以外において警備業務等を行う場合に、当該都道府県の区域を管轄する公安委員会に主たる営業所の名称等を届け出るもの。

- (17) 警備業の廃止の届出  
警備業を廃止した場合に、廃業の日から10日以内に、公安委員会に廃止年月日等を届け出るもの。
- (18) 警備業の認定事項変更の届出  
警備業の認定事項に変更が生じた場合に、公安委員会に当該変更事項を届け出るもの。
- (19) 認定証の書換えの申請  
認定証の記載事項に変更が生じた場合に、公安委員会に認定証の書換えを申請するもの。
- (20) 認定証の返納の届出  
警備業者に廃業等の事由が生じた場合に、公安委員会に認定証を返納するもの。
- (21) 服装の届出  
警備業務に用いる服装を定めた場合に、公安委員会にその色、型式等を届け出るもの。
- (22) 服装の変更の届出  
警備業務に用いる服装を変更した場合に、公安委員会にその色、型式等を届け出るもの。
- (23) 護身用具の届出  
携帯しようとする護身用具を定めた場合に、公安委員会にその種類、規格等を届け出るもの。
- (24) 護身用具の変更の届出  
携帯しようとする護身用具を変更した場合に、公安委員会にその種類、規格等を届け出るもの。
- (25) 指導教育責任者資格者証の書換えの申請  
指導教育責任者資格者証の記載事項に変更が生じた場合に、公安委員会にその旨を届け出て、当該資格者証の書換えを申請するもの。
- (26) 指導教育責任者資格者証の再交付の申請  
指導教育責任者資格者証を亡失等した場合に、公安委員会にその旨を届け出て、当該資格者証の再交付を申請するもの。
- (27) 合格証明書の書換えの申請  
合格証明書の記載事項に変更が生じた場合に、公安委員会にその旨を届け出て、合格証明書の書換えを申請するもの。
- (28) 合格証明書の再交付の申請  
合格証明書を亡失等した場合に、公安委員会にその旨を届け出て、合格証明書の再交付を申請するもの。
- (29) 機械警備業務の変更の届出  
機械警備業務届出書の記載事項に変更が生じた場合に、公安委員会に当該変更事項を届け出るもの。
- (30) 指導教育責任者資格者証の交付の申請  
公安委員会に指導教育責任者資格者証の交付を申請するもの。
- (31) 機械警備業務管理者資格者証の交付の申請  
公安委員会に機械警備業務管理者資格者証の交付を申請するもの。

- (32) 警備員検定の申請  
公安委員会に警備員検定の受検を申請するもの。
- (33) 合格証明書の交付の申請  
公安委員会に警備員検定の合格証明書の交付を申請するもの。

**【電子化の状況】**

電子化手続はなし。

**《探偵業関係》****【手続の概要】**

- (34) 探偵業の開始の届出  
探偵業を営もうとする場合に、公安委員会に探偵業の届出書を提出するもの。
- (35) 探偵業の廃止の届出  
探偵業を廃止した場合に、廃業の日から10日以内（登記事項証明書を添付すべき場合には、20日以内）に、公安委員会にその旨を届け出るもの。
- (36) 探偵業の届出事項の変更の届出  
探偵業の届出事項に変更が生じた場合に、変更の日から10日以内（登記事項証明書を添付すべき場合には、20日以内）に、公安委員会にその旨を届け出るもの。

**【電子化の状況】**

電子化手続はなし。

**《風俗営業関係》****【手続の概要】**

- (37) 風俗営業の許可の申請  
風俗営業を営もうとする場合に、公安委員会に風俗営業の許可申請を行うもの。
- (38) 風俗営業の許可証の再交付の申請  
許可証を亡失等した場合に、公安委員会にその旨を届け出て、許可証の再交付の申請を行うもの。
- (39) 風俗営業者の合併承認の申請  
風俗営業者たる法人が合併する場合に、公安委員会に合併承認申請を行うもの。
- (40) 風俗営業者の分割承認の申請  
風俗営業者たる法人が分割する場合に、公安委員会に分割承認申請を行うもの。
- (41) 風俗営業者の分割による許可証の書換えの申請  
分割の承認を受けた場合に、公安委員会に許可書の書換えの申請を行うもの。
- (42) 風俗営業の構造設備の変更承認の申請  
風俗営業者が、増築、改築等による営業所の構造又は設備の変更をしようとする場合に、公安委員会に変更承認申請を行うもの。

- (43) 風俗営業の構造設備の軽微な変更の届出  
風俗営業者が、営業所の構造又は設備について軽微な変更をした場合に、公安委員会にその旨を届け出るもの。
- (44) 風俗営業の許可証の書換えの申請  
許可証の記載事項に変更が生じた場合に、公安委員会に許可証の書換えの申請を行うもの。
- (45) 特例風俗営業者の構造設備の変更の届出  
特例風俗営業者が、増築、改築等による営業所の構造又は設備の変更をした場合に、公安委員会にその旨を届け出るもの。
- (46) 風俗営業の許可証の返納  
風俗営業を廃止した場合等に、公安委員会に許可証を返納するもの。
- (47) 遊技機の増設、交替その他の変更承認の申請  
営業所の遊技機の増設、交替その他の変更をした場合に、公安委員会に変更承認申請を行うもの。
- (48) 遊技機の軽微な変更の届出  
営業所の遊技機について軽微な変更をした場合に、公安委員会にその旨を届け出るもの。
- (49) 店舗型性風俗特殊営業の開始の届出  
店舗型性風俗特殊営業を営もうとする場合に、公安委員会に営業所の名称等を届け出るもの。
- (50) 店舗型性風俗特殊営業の廃止の届出  
店舗型性風俗特殊営業を廃止した場合に、公安委員会にその旨を届け出るもの。
- (51) 店舗型性風俗特殊営業の届出書記載事項変更の届出  
店舗型性風俗特殊営業届出書の記載事項に変更が生じた場合に、公安委員会に当該変更事項を届け出るもの。
- (52) 無店舗型性風俗特殊営業の開始の届出  
無店舗型性風俗特殊営業を営もうとする場合に、公安委員会に事務所の所在地等を届け出るもの。
- (53) 無店舗型性風俗特殊営業の廃止の届出  
無店舗型性風俗特殊営業を廃止した場合に、公安委員会にその旨を届け出るもの。
- (54) 無店舗型性風俗特殊営業の届出書記載事項の変更の届出  
無店舗型性風俗特殊営業届出書の記載事項に変更が生じた場合に、公安委員会に当該変更事項を届け出るもの。
- (55) 映像送信型性風俗特殊営業の開始の届出  
映像送信型性風俗特殊営業を営もうとする場合に、公安委員会に事務所の所在地等を届け出るもの。
- (56) 映像送信型性風俗特殊営業の廃止の届出  
映像送信型性風俗特殊営業を廃止した場合に、公安委員会にその旨を届け出るもの。
- (57) 映像送信型性風俗特殊営業の届出書記載事項の変更の届出

映像送信型性風俗特殊営業届出書の記載事項に変更が生じた場合に、公安委員会に当該変更事項を届け出るもの。

- (58) 特定遊興飲食店営業の許可の申請  
特定遊興飲食店営業を営もうとする場合に、公安委員会に特定遊興飲食店営業の許可申請を行うもの。
- (59) 深夜酒類提供飲食店営業の開始の届出  
深夜酒類提供飲食店営業を営もうとする場合に、公安委員会に営業所の名称等を届け出るもの。
- (60) 深夜酒類提供飲食店営業の廃止の届出  
深夜酒類提供飲食店営業を廃止した場合に、公安委員会にその旨を届け出るもの。
- (61) 深夜酒類提供飲食店営業の届出書記載事項の変更の届出  
深夜酒類提供飲食店営業届出書の記載事項に変更が生じた場合に、公安委員会に当該変更事項を届け出るもの。

【電子化の状況】

電子化手続はなし。

《インターネット異性紹介事業関係》

【手続の概要】

- (62) インターネット異性紹介事業の開始の届出  
インターネット異性紹介事業をおこなうとする場合に、公安委員会に事務所の所在地等を届け出るもの。
- (63) インターネット異性紹介事業の廃止の届出  
インターネット異性紹介事業を廃止した場合に、廃業の日から14日以内（登記事項証明書を添付すべき場合には、20日以内）に、公安委員会にその旨を届け出るもの。
- (64) インターネット異性紹介事業の届出事項の変更の届出  
インターネット異性紹介事業の届出事項に変更が生じた場合に、変更の日から14日以内（登記事項証明書を添付すべき場合には、20日以内）に、公安委員会に当該変更事項を届け出るもの。

【電子化の状況】

電子化手続はなし。

《自動車運転代行業関係》

【手続の概要】

- (65) 自動車運転代行業の認定の申請  
自動車運転代行業を営もうとする場合に、公安委員会に自動車運転代行業の欠格事由に該当しないことの認定を受けるもの。
- (66) 自動車運転代行業の認定申請書記載事項の変更の届出  
認定申請書の記載事項に変更が生じた場合に、公安委員会に当該変更事項を届け出るもの。
- (67) 認定証記載事項の書換えの申請

認定証の記載事項に変更が生じた場合に、公安委員会に認定証の書換えを申請するもの。

(68) 認定証の返納

自動車運転代行業を廃止した場合等に、公安委員会に認定証を返納するもの。

【電子化の状況】

電子化手続はなし。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

各営業の許可等申請先は公安委員会であることから、実質的に許可等申請手続を担う公安委員会及び都道府県警察の理解・協力が不可欠である。したがって、今後、都道府県警察に対する実態調査やヒアリングを行い、その結果を基にして、合理化・簡素化に伴う書類審査や欠格要件の審査等への支障等の有無を慎重に検討し、削減方策を図る。削減方策としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

### 《質屋営業関係》

(1) 全手続共通事項

- 各都道府県の様式を事業者がデータ編集可能なファイル形式で都道府県警察のウェブサイトに掲載。（本年度中に措置）

(2) 許可証の返納

- 必要書類の簡素化を検討。（3年以内に結論・措置）
- 届出方法の簡素化を検討。（3年以内に結論・措置）

【スケジュール】

- ・ 30年度  
都道府県警察において、届出方法の簡素化に向けて、試験実施を行う。  
都道府県警察において、必要書類の簡素化について、事業者からヒアリングを実施する。
- ・ 31年度  
警察庁において、ヒアリングの結果等を踏まえて、必要書類の簡素化に係る内閣府令の改正を検討する。  
警察庁において、届出方法の簡素化の全国展開の是非を検討する。

### 《古物営業関係》

(1) 全手続共通事項

- 別記様式を事業者がデータ編集可能なファイル形式で都道府県警察のウェブサイトに掲載。（本年度中に措置）

(2) 古物商・古物市場主の許可の申請

- 申請手続の簡素化を検討。（3年以内に結論・措置）
- 添付書類の簡素化を検討。（3年以内に結論・措置）
- 別記様式の記載事項の簡素化を検討。（3年以内に結論・措置）

【スケジュール】

- ・ 30年度  
都道府県警察において、申請手続・添付書類・別記様式の簡素化について、事業者からヒアリングを実施する。
- ・ 31年度  
警察庁において、ヒアリングの結果等を踏まえて、添付書類・別記様式等の簡素化に係る国家公安委員会規則の改正を検討する。

(3) 許可証の亡失届出・再交付の申請

- 別記様式の記載事項の簡素化を検討。（3年以内に結論・措置）

【スケジュール】

- ・ 30年度  
都道府県警察において、別記様式の簡素化について、事業者からヒアリングを実施する。
- ・ 31年度  
警察庁において、ヒアリングの結果等を踏まえて、別記様式の簡素化に係る国家公安委員会規則の改正を検討する。

(4) 許可証の返納

- 届出の際に特定の警察署を経由させる規制の緩和を検討。（3年以内に結論・措置）
- 届出方法の簡素化を検討。（3年以内に結論・措置）

【スケジュール】

- ・ 30年度  
都道府県警察において、届出方法の簡素化に向けて、試験実施を行う。  
都道府県警察において、届出の際に特定の警察署を経由させる規制の緩和について、事業者からヒアリングを実施する。
- ・ 31年度  
警察庁において、ヒアリングの結果等を踏まえて、届出の際に特定の警察署を経由させる規制の緩和に係る国家公安委員会規則の改正を検討する。  
警察庁において、届出方法の簡素化の全国展開の是非を検討する。

(5) 古物商等の許可申請書記載事項の変更の届出

- 經由警察署長の変更の届出と統合を検討。（3年以内に結論・措置）

【スケジュール】

- ・ 29年度  
都道府県警察において、事業者からのヒアリングにより、現行の別記様式の記載等に要する時間を計測し、実態の把握を行う。
- ・ 30年度  
都道府県警察において、手続の統合について、事業者からヒアリングを実施する。  
都道府県警察において、削減時間を計測する。

- ・ 31 年度  
警察庁において、ヒアリングの結果等を踏まえて、手続の統合に係る国家公安委員会規則の改正を検討する。  
都道府県警察において、削減時間を計測する。

(6) 経由警察署長の変更の届出

- 古物商等の許可申請書記載事項の変更の届出と統合を検討。(3年以内に結論・措置)

【スケジュール】

- ・ 29 年度  
都道府県警察において、事業者からのヒアリングにより、現行の別記様式の記載等に要する時間を計測し、実態の把握を行う。
- ・ 30 年度  
都道府県警察において、手続の統合について、事業者からヒアリングを実施する。  
都道府県警察において、削減時間を計測する。
- ・ 31 年度  
警察庁において、ヒアリングの結果等を踏まえて、手続の統合に係る国家公安委員会規則の改正を検討する。  
都道府県警察において、削減時間を計測する。

《警備業関係》

(1) 全手続共通事項

- 別記様式を事業者がデータ編集可能なファイル形式で都道府県警察のウェブサイトに掲載。(本年度中に措置)

(2) 警備業の認定の申請・認定証の有効期間更新の申請・機械警備業務の変更の届出

- 添付書類の簡素化を検討。(3年以内に結論・措置)

【スケジュール】

- ・ 30 年度  
都道府県警察において、添付書類の簡素化について、事業者からヒアリングを実施する。
- ・ 31 年度  
警察庁において、ヒアリングの結果等を踏まえて、添付書類の簡素化に係る内閣府令の改正を検討する。

(3) 合格証明書の交付の申請

- 添付書類として認める書類の種類の拡充を検討。(3年以内に結論・措置)

【スケジュール】

- ・ 30 年度  
都道府県警察において、添付書類として認める書類の種類の拡充について、事業者からヒアリングを実施する。

- ・ 31 年度  
警察庁において、ヒアリングの結果等を踏まえて、添付書類として認める書類の種類の拡充に係る内閣府令の改正を検討する。

(4) 合格証明書の書換えの申請

- 申請手続の簡素化を検討。(3年以内に結論・措置)

【スケジュール】

- ・ 29 年度  
都道府県警察において、事業者からのヒアリングにより、現行の別記様式の記載等に要する時間を計測し、実態の把握を行う。
- ・ 30 年度  
都道府県警察において、申請手続の簡素化について、事業者からヒアリングを実施する。  
都道府県警察において、削減時間を計測する。
- ・ 31 年度  
警察庁において、ヒアリングの結果等を踏まえて、申請手続の簡素化に係る内閣府令の改正を検討する。  
都道府県警察において、削減時間を計測する。

(5) 警備業の廃止の届出・認定証の返納の届出

- 届出方法の簡素化を検討。(3年以内に結論・措置)

【スケジュール】

- ・ 30 年度  
都道府県警察において、届出方法の簡素化に向けて、試験実施を行う。
- ・ 31 年度  
警察庁において、届出方法の簡素化の全国展開の是非について検討する。

《探偵業関係》

(1) 全手続共通事項

- 別記様式を事業者がデータ編集可能なファイル形式で都道府県警察のウェブサイトに掲載。(本年度中に措置)

(2) 探偵業の開始の届出

- 別記様式の記載事項・添付書類の簡素化を検討。(3年以内に結論・措置)

【スケジュール】

- ・ 30 年度  
都道府県警察において、別記様式の記載事項・添付書類の簡素化について、事業者からヒアリングを実施する。
- ・ 31 年度  
警察庁において、ヒアリングの結果等を踏まえて、別記様式の記載事項・添付書類の簡素化に係

る内閣府令の改正を検討する。

(3) 探偵業の届出事項の変更の届出

- 届出方法の簡素化等を検討。(3年以内に結論・措置)

【スケジュール】

- ・ 29年度  
都道府県警察において、事業者からのヒアリングにより、届出に要する時間を計測し、実態の把握を行う。
- ・ 30年度  
都道府県警察において、削減時間を計測する。
- ・ 31年度  
警察庁において、届出方法の簡素化等について検討する。  
都道府県警察において、削減時間を計測する。

(4) 探偵業の廃止の届出

- 届出方法の簡素化等を検討。(3年以内に結論・措置)

【スケジュール】

- ・ 30年度  
都道府県警察において、届出方法の簡素化に向けて、試験実施を行う。
- ・ 31年度  
警察庁において、届出方法の簡素化の全国展開の是非について検討する。

## 《風俗営業関係》

(1) 全手続共通事項

- 別記様式を事業者がデータ編集可能なファイル形式で都道府県警察のウェブサイトに掲載。(本年度中に措置)

(2) 風俗営業の構造設備の軽微な変更の届出

- 届出方法の簡素化等を検討。(3年以内に結論・措置)

【スケジュール】

- ・ 29年度  
都道府県警察において、事業者からのヒアリングにより、届出に要する時間を計測し、実態の把握を行う。
- ・ 30年度  
都道府県警察において、削減時間を計測する。
- ・ 31年度  
警察庁において、届出方法の簡素化等について検討する。  
都道府県警察において、削減時間を計測する。

(3) 遊技機の軽微な変更の届出

- 届出方法の簡素化等を検討。(3年以内に結論・措置)

【スケジュール】

- ・ 29年度  
都道府県警察において、事業者からのヒアリングにより、届出に要する時間を計測し、実態の把握を行う。
- ・ 30年度  
都道府県警察において、削減時間を計測する。
- ・ 31年度  
警察庁において、届出方法の簡素化等について検討する。  
都道府県警察において、削減時間を計測する。

## 《インターネット異性紹介事業関係》

(1) 全手続共通事項

- 別記様式を事業者がデータ編集可能なファイル形式で都道府県警察のウェブサイトに掲載。(本年度中に措置)

## 《自動車運転代行業関係》

(1) 全手続共通事項

- 提出書類の種類、標準処理期間等の手続に必要な情報を都道府県警察のウェブサイトに掲載。(本年度中に措置)
- 別記様式を事業者がデータ編集可能なファイル形式で都道府県警察のウェブサイトに掲載。(本年度中に措置)

(2) 自動車運転代行業の認定の申請

- 認定申請に対する標準処理期間の短縮に向けた見直しを検討。(3年以内に結論・措置)  
なお、公安委員会が認定をし、又は認定を拒否する処分をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないこととされており、国土交通大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととされていることから、検討に当たっては、国土交通省と連携するとともに、都道府県の理解・協力が必要である。

【スケジュール】

- ・ 29年度  
警察庁において、自動車運転代行業を営もうとする者が自動車運転代行業の欠格事由に該当しないことを確認するための申請書類の審査、当該者の本籍地の市区町村に対する身上調査、国土交通大臣(都道府県知事)への協議等に係るそれぞれの所要日数について、都道府県警察に対する実態調査を行う。
- ・ 30年度  
警察庁において、実態調査の結果等を踏まえて、標準処理期間の短縮案を検討し、都道府県警察及び国土交通省に対して意見照会を行う。  
当該意見照会の結果等を踏まえて、標準処理期間の短縮案の見直しを行い、都道府県警察を通じて都道府県に対して意見照会を行う。

- ・ 31年度  
警察庁において、当該意見照会の結果等を踏まえて見直しを行った標準処理期間をウェブサイトに掲載するとともに、都道府県警察における標準処理期間の見直しを促す。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

##### 《古物営業関係》

- 古物商等の許可申請書記載事項の変更の届出  
年間の手続件数が多く、都道府県警察において事業者からの手続作業時間削減のニーズを把握しているため。
- 経由警察署長の変更の届出  
都道府県警察において事業者からの届出書類削減のニーズを把握しており、古物商等の許可申請書記載事項の変更の届出の見直しとともに見直しを行うことが可能であるため。

##### 《警備業関係》

- 合格証明書の書換えの申請  
年間の届出件数が多く、都道府県警察において申請の簡素化のニーズを把握しているため。

##### 《探偵業関係》

- 探偵業の届出事項の変更の届出  
年間の届出件数が多く、届出方法等について見直しを図ることにより、事業者のコスト削減に結びつくものと認められるため。

##### 《風俗営業関係》

- 風俗営業の構造設備の軽微な変更の届出  
年間の届出件数が多く、届出方法等について見直しを図ることにより、事業者のコスト削減に結びつくものと認められるため。
- 遊技機の軽微な変更の届出  
年間の届出件数が多く、返納方法等について見直しを図ることにより、事業者のコスト削減に結びつくものと認められるため。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

##### 《全営業共通：コスト計測の方法・時期》

- 方法  
都道府県警察において、各事業者が各種申請をする際にヒアリングを行い、作業時間を収集し、平均作業時間を算出する。  
ヒアリング方法については、アンケートを作成するなど、事業者の負担の少ない方法を検討の上、実

施する。

- 時期

実際にコスト計測を行うのは都道府県警察であり、計測の方法を周知する必要があることから相当の準備期間が必要と認められる。また、全ての手続について一定期間に集中して実施する方が、手続ごとに異なる時期を設定するよりも都道府県警察の事務の混乱を招かないと考えられる。

警察庁及び都道府県警察における準備期間を十分用意する必要があること、国家公安委員会規則等の改正を行うこととなる場合には31年度前半での改正が予定されているところ、その効果計測は施行後一定期間が経過した同年度後半である必要があること、事業者の繁忙期である年度末は望ましくないことから、コスト計測の時期は1月が適当と考えられる。



「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	農林水産省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者の届出(愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律)

① 手続の概要

愛がん動物用飼料の製造業者又はその輸入業者は、その事業の開始前に、次に掲げる事項を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

- 1 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 製造業者にあっては製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及び保管する施設の所在地
- 4 製造又は輸入に係る愛がん動物用飼料が使用される愛がん動物の種類
- 5 製造又は輸入の開始年月日
- 6 輸出用として製造又は輸入の有無

② 電子化の状況

未導入

(2) 診療施設の開設の届出(獣医療法)

診療施設の休止、廃止、変更の届出(獣医療法)

往診診療者等への適用(獣医療法)

① 手続の概要

診療施設を開設した者は、その開設の日から10日以内に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときも、同様とする。

- 1 開設者の氏名及び住所(開設者が法人である場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに開設者が獣医師である場合にあってはその旨)
- 2 診療施設の名称
- 3 開設の場所
- 4 開設の年月日
- 5 診療施設の構造設備の概要及び平面図
- 6 管理者の氏名及び住所(管理者が獣医師であって診療施設を管理しているときはその旨)
- 7 診療の業務を行う獣医師の氏名

- 8 診療の業務の種類
- 9 開設者が法人である場合にあっては、定款
- 10 その他都道府県知事が必要と認める事項

② 電子化の状況

未導入

(3) 医薬品等製造販売業の休廃止再開等の届出(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

① 手続の概要

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、その事業を廃止し、休止し、若しくは休止した事業を再開したとき、又は医薬品等総括製造販売責任者その他農林水産省令で定める次の事項を変更したときは、30日以内に、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。

- 1 製造販売業者の氏名若しくは名称又は住所
- 2 主たる機能を有する事務所の名称又は所在地
- 3 製造販売業の許可の種類に係る事業を廃止し、休止し、又は休止した事業を再開した場合にあっては、当該許可の種類
- 4 医薬品等総括製造販売責任者の氏名又は住所
- 5 製造販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員

② 電子化の状況

未導入

(4) 医薬品の製造業、外国製造業の休廃止再開等の届出(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

① 手続の概要

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者又は医薬品等外国製造業者は、その製造所を廃止し、休止し、若しくは休止した事業を再開したとき、又は医薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者その他農林水産省令で定める次の事項を変更したときは、30日以内に、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。

- 1 製造業者又は認定医薬品等外国製造業者の氏名若しくは名称又は住所
- 2 製造所の名称
- 3 製造業の許可の区分又は認定医薬品等外国製造業者の認定の区分に係る製造を廃止し、若しくは休止し、又は休止した製造を再開した場合にあっては、当該許可の区分又は認定の区分
- 4 製造品目
- 5 製造所の医薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者若しくは生物由来製品の製造を管理する者又は製造所の責任者の氏名又は住所
- 6 製造所の構造設備の主要部分

- 7 製造業者又は認定医薬品等外国製造業者が法人であるときは、その業務を行う役員
- ② 電子化の状況  
未導入
- (5) 医療機器等製造販売業の休廃止再開等の届出（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）
- ① 手続の概要
- 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、その事業を廃止し、休止し、若しくは休止した事業を再開したとき、又は医療機器等総括製造販売責任者その他農林水産省令で定める次の事項を変更したときは、30日以内に、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。
- 1 製造販売業者の氏名若しくは名称又は住所
  - 2 主たる機能を有する事務所の名称又は所在地
  - 3 製造販売業の許可の種類に係る事業を廃止し、休止し、又は休止した事業を再開した場合にあっては、当該許可の種類
  - 4 医療機器等総括製造販売責任者の氏名又は住所
  - 5 製造販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員
- ② 電子化の状況  
未導入
- (6) 医療機器等の製造業、外国製造業の休廃止再開等の届出（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）
- ① 手続の概要
- 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者又は外国製造業者は、その製造所を廃止し、休止し、若しくは休止した事業を再開したとき、又は医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者その他農林水産省令で定める次の事項を変更したときは、30日以内に、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。
- 1 製造業者又は登録外国製造業者の氏名若しくは名称又は住所
  - 2 製造所の名称
  - 3 製造所の医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者若しくは生物由来製品の製造を管理する者又は製造所の責任者の氏名又は住所
  - 4 製造業者又は登録外国製造業者が法人であるときは、その業務を行う役員
- ② 電子化の状況  
未導入

- (7) 医療機器修理業の許可の更新（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）
- ① 手続の概要
- 医療機器の修理業の許可は3年を下らない政令で定める期間（5年）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- ② 電子化の状況  
未導入
- (8) 医療機器の修理業の事業所の休廃止再開等の届出（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）
- ① 手続の概要
- 医療機器の修理業者は、その事業を廃止し、休止し、若しくは休止した事業を再開したとき、又は医療機器修理責任技術者その他農林水産省令で定める次の事項を変更したときは、30日以内に農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。
- 1 医療機器の修理業者の氏名若しくは名称又は住所
  - 2 事業所の名称
  - 3 事業所の医療機器修理責任技術者の氏名又は住所
  - 4 事業所の構造設備の主要部分
  - 5 医療機器の修理業者が法人であるときは、その業務を行う役員
- ② 電子化の状況  
未導入
- (9) 指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出（肥料取締法）
- ① 手続の概要
- 指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する2週間前までに、輸入業者及び農林水産大臣が登録した普通肥料を原料として配合される指定配合肥料の生産業者は農林水産大臣に、その他の生産業者はその生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。
- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 2 肥料の名称
  - 3 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地
  - 4 保管する施設の所在地
- ② 電子化の状況  
未導入

(10) 指定配合肥料の生産業者又は輸入業者の届出事項変更の届出（肥料取締法）

① 手続の概要

指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、届出事項に変更が生じたときは、その日から2週間以内に、次に掲げる事項を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 変更した年月日
- 2 変更した事項
- 3 変更した理由

② 電子化の状況

未導入

(11) 指定配合肥料の生産事業又は輸入事業の廃止の届出（肥料取締法）

① 手続の概要

指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を廃止したときは、その日から2週間以内に、次に掲げる事項を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 廃止した年月日
- 2 生産（輸入）していた指定配合肥料の名称

② 電子化の状況

未導入

(12) 登録検査機関の登録事項の変更の届出（農産物検査法）

① 手続の概要

登録検査機関は、登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、農産物検査を行う農産物検査員の氏名等を変更したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

未導入

(13) 登録検査機関の登録の更新（農産物検査法）

① 手続の概要

登録検査機関は、5年ごとに登録検査機関の登録の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

② 電子化の状況

未導入

(14) 米穀の出荷又は販売の事業の届出（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）

① 手続の概要

米穀の出荷又は販売の事業（その事業の規模が当該年度の米穀の出荷数量若しくは販売予定数量又は前年度の米穀の出荷数量若しくは販売数量のいずれか大きい数量が20精米トン未満であるものを除く。）を行おうとする者は、あらかじめ、i) 商号、名称又は氏名及び住所、ii) 法人である場合においては、その代表者の氏名、iii) 主たる事務所の所在地等を農林水産大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

未導入

(15) 信用事業規程の変更又は廃止の承認（農業協同組合法）

① 手続の概要

信用事業を行う組合は、信用事業の種類及び事業の実施方法を記載した信用事業規程を定め、これの変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければならない。

② 電子化の状況

未導入

(16) 漁業の免許（漁業法）

① 手続の概要

漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に対して申請してその免許を受けなければならない。

② 電子化の状況

一部の地方公共団体において導入

(17) 都道府県知事の漁業の許可

① 手続の概要

都道府県知事は特定の種類の水産動植物の採捕を目的として営む漁業等について、都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

② 電子化の状況

一部の地方公共団体において導入

(18) 届出漁業の届出（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令）

① 手続の概要

届出漁業を営む場合、当該届出漁業の操業期間ごと及び船舶ごとに、当該操業期間の最初の日の1月前までに、届出書に必要書類を添付し、農林水産大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

未導入

(19) 外国人の漁業等の許可（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律）

① 手続の概要

外国人は、排他的経済水域においては、農林水産省令で定めるところにより、漁業又は水産動植物の採捕に係る船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければ、漁業又は水産動植物の採捕を行ってはならない。

② 電子化の状況

未導入

(20) 指定養殖業の許可（内水面漁業の振興に関する法律）

① 手続の概要

うなぎ養殖業の許可を受けようとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣に申請し、許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

未導入

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

営業の許認可等に掛かる民間事業者の行政手続コストについて、平成31年度までに20%削減する。個別手続の削減方策については以下のとおり。

(1) 愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者の届出（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律）

**【取組内容】**

- ① 届出の事前相談や提出を電子メールでも可能にするなど、手続の電子化を推進することにより、行政手続の電子化を図る。
- ② 書類の押印の省略を徹底することにより、行政手続の簡素化を図る。

**【スケジュール】**

平成29年度に運用の見直し及び周知を行い、平成30年度から取組を開始する。  
なお、届出の提出を電子メールでも可能とすることについては、今後、検討する。

(2) 診療施設の開設の届出（獣医療法）

診療施設の休止、廃止、変更の届出（獣医療法）  
往診診療者等への適用（獣医療法）

**【取組内容】**

以下の取組の実施について、都道府県に対して理解と協力を求める。

- ① 届出の事前相談や提出を電子メールでも可能にするなど、手続の電子化を推進することにより、行政手続の電子化を図る。
- ② 書類の押印の省略を徹底することにより、行政手続の簡素化を図る。
- ③ 国から標準的な書式・様式を提示することにより、書式・様式の統一化を図る。

**【スケジュール】**

平成29年度に都道府県に対して理解と協力を求める。  
なお、届出の提出を電子メールでも可能とすることについては、今後、検討する。

- (3) 医薬品等製造販売業の休廃止再開等の届出（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）  
医薬品の製造業、外国製造業の休廃止再開等の届出（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）  
医療機器等製造販売業の休廃止再開等の届出（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）  
医療機器等の製造業、外国製造業の休廃止再開等の届出（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）  
医療機器の修理業の事業所の休廃止再開等の届出（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

**【取組内容】**

- ① 届出の事前相談や提出を電子メールでも可能にするなど、手続の電子化を推進することにより、行政手続の電子化を図る。
- ② 書類の押印の省略を徹底することにより、行政手続の簡素化を図る。

**【スケジュール】**

平成 29 年度に運用の見直し及び周知を行い、平成 30 年度から取組を開始する。  
なお、届出の提出を電子メールでも可能とすることについては、今後、検討する。

- (4) 医療機器修理業の許可の更新（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

**【取組内容】**

- ① 審査書類を事前に電子メールで接受するなど審査業務を効率化することにより、処理期限の短縮を図る。
- ② 書類の押印の省略を徹底することにより、行政手続の簡素化を図る。

**【スケジュール】**

平成 29 年度に運用の見直し及び周知を行い、平成 30 年度から取組を開始する。

- (5) 指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出（肥料取締法）  
指定配合肥料の生産業者又は輸入業者の届出事項変更の届出（肥料取締法）  
指定配合肥料の生産事業又は輸入事業の廃止の届出（肥料取締法）

**【取組内容】**

- ① 届出の事前相談や提出を電子メールでも可能にするなど、手続の電子化を推進することにより、行政手続の電子化を図る。
- ② 書類の押印の省略を徹底することにより、行政手続の簡素化を図る。

**【スケジュール】**

平成 29 年度に運用の見直し及び周知を行い、平成 30 年度から取組を開始する。  
なお、届出の提出を電子メールでも可能とすることについては、今後、検討する。

- (6) 登録検査機関の登録事項の変更の届出（農産物検査法）

**【取組内容】**

- ① 届出の事前相談や提出を電子メールでも可能にするなど、手続の電子化を推進することにより、行政手続の電子化を図る。
- ② 書類の押印の省略を徹底することにより、行政手続の簡素化を図る。

**【スケジュール】**

平成 29 年度に運用の見直し及び周知を行い、平成 30 年度から取組を開始する。  
なお、届出の提出を電子メールでも可能とすることについては、今後、検討する。

- (7) 登録検査機関の登録の更新（農産物検査法）

**【取組内容】**

- ① 登録更新の事前相談を電子メールでも可能にするなど、手続の電子化を推進することにより、行政手続の電子化を図る。
- ② 過去に提出した添付書類に変更がない場合、当該書類の提出を省略することにより、行政手続の簡素化を図る。
- ③ 書類の押印の省略を徹底することにより、行政手続の簡素化を図る。

**【スケジュール】**

平成 29 年度に運用の見直し及び周知を行い、平成 30 年度から取組を開始する。

- (8) 米穀の出荷又は販売の事業の届出（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）

**【取組内容】**

- ① 届出の事前相談や提出を電子メールでも可能にするなど、手続の電子化を推進することにより、行政手続の電子化を図る。
- ② 書類の押印の省略を徹底することにより、行政手続の簡素化を図る。

**【スケジュール】**

平成 29 年度に運用の見直し及び周知を行い、平成 30 年度から取組を開始する。  
なお、届出の提出を電子メールでも可能とすることについては、今後、検討する。

(9) 信用事業規程の変更又は廃止の承認（農業協同組合法）

**【取組内容】**

- ① 共管省庁間で情報を共有することにより、申請者の事務負担の軽減を図る。
- ② 承認申請書の進達と承認指令書の発出に係る決裁を合わせて行うことにより、処理期限の短縮を図る。  
なお、①、②については、金融庁との連携が必要な取組である。

**【スケジュール】**

平成 29 年度に運用の見直し及び周知を行い、平成 30 年度から取組を開始する。

(10) 漁業の免許（漁業法）

都道府県知事の漁業の許可（漁業法）

**【取組内容】**

以下の取組の実施について、都道府県に対して理解と協力を求める。

- ① 申請の事前相談をメールで行うなど、手続の電子化を推進することにより、行政手続の電子化を図る。
- ② 書類の押印の省略を徹底することにより、行政手続の簡素化を図る。

**【スケジュール】**

平成 29 年度に都道府県に対して理解と協力を求める。

(11) 届出漁業の届出（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令）

**【取組内容】**

- ① 届出の事前相談や提出を電子メールでも可能にするなど、手続の電子化を推進することにより、行政手続の電子化を図る。
- ② 書類の押印の省略を徹底することにより、行政手続の簡素化を図る。

**【スケジュール】**

平成 29 年度に運用の見直し及び周知を行い、平成 30 年度から取組を開始する。  
なお、届出の提出を電子メールでも可能とすることについては、今後、検討する。

(12) 外国人の漁業等の許可（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律）

**【取組内容】**

手続の標準的な処理期間について公表する。

**【スケジュール】**

平成 29 年度に水産庁のホームページにおいて公表する。

(13) 指定養殖業の許可（内水面漁業の振興に関する法律）

**【取組内容】**

- ① 許可の事前相談を電子メールでも可能にするなど、手続の電子化を推進することにより、行政手続の電子化を図る。
- ② 過去に提出した添付書類に変更がない場合、当該書類の提出を省略することにより、行政手続の簡素化を図る。
- ③ 書類の押印の省略を徹底することにより、行政手続の簡素化を図る。

**【スケジュール】**

平成 29 年度に運用の見直し及び周知を行い、平成 30 年度から取組を開始する。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

コスト計測は、以下の年間 1,000 件以上の手続を対象とする。

- (1) 指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出
- (2) 指定配合肥料の生産事業又は輸入事業の廃止の届出
- (3) 都道府県知事の漁業の許可
- (4) 届出漁業の届出

#### 2. コスト計測の方法

ア 手続 1 件当たりの事業者の作業時間の計測は、当該手続を実施した代表的な数者選定し、聴き取り等により実施。

イ 当該手続に関する年間総作業時間は、手続 1 件当たりの事業者の作業時間に年間件数を乗じて算出。

#### 3. コスト計測の時期

コスト計測は、過年度の実績を参考に、大多数の事業者が当該手続を完了した後に実施する。

- (1) 指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出：毎年 11 月頃
- (2) 指定配合肥料の生産事業又は輸入事業の廃止の届出：毎年 11 月頃
- (3) 都道府県知事の漁業の許可：毎年 1 月頃
- (4) 届出漁業の届出：毎年 1 月頃

### 一般廃棄物収集運搬業及び処分業

#### 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	環境省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### (1) 一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可

##### ① 手続の概要

一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 7 条第 1 項及び第 6 項）、2 年ごとに更新を受けなければその効力が失われるため、事業者は 2 年ごとに更新申請をする必要がある（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の 5 及び第 4 条の 8）。

また、一般廃棄物収集運搬業の許可要件としては廃棄物処理法第 7 条第 5 項において「当該市町村により一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること」、「その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること」等があり、一般廃棄物処分業の許可要件としては同条第 10 項において「当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること」、「その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること」等があり、その許可については一般廃棄物について統括的責任を有する市町村に一定の裁量を与えられている。

##### ② 電子化の状況

一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可申請手続は、自治事務であり、電子化するかどうかは市町村により異なることから、環境省において各市町村における申請手続の電子化の状況は把握していない。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

#### (1) 一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可（地方公共団体の理解・協力が必要な取組）

市町村において、必要に応じて行政内部の事務の効率化を検討し、標準処理期間の短縮に努めるよう周知する。また、添付書類についても見直しを行い、その必要性を再度確認することで事業者に対しても申請等に必要情報が十分共有されるよう努めるよう周知する。

また、環境省としても、市町村からの疑義照会にすみやかに対応する等、当該許認可事務が滞りなく行われるよう技術的援助を行う。

以上の周知について本年度末までに実施する。

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	環境省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

## 1 手続の概要及び電子化の状況

## (1) 産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可

## ① 手続の概要

産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者及び処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならない（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第1項、第6項）、さらに更新期間ごとに更新を受けなければその効力が失われるため、原則として5年ごと（優良産廃処理業者認定制度（※）の認定を受けた者は7年ごと）に更新申請をする必要がある（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の9、第6条の11）。

また、都道府県知事等は、申請が許可基準に適合していること及び申請者が欠格要件に該当していないことの二つの要件に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならず（法第14条第5項、第10項）、かかる事務は法定受託事務とされている（法第24条の4）。

なお、行政手続コストについては、例えば産業廃棄物収集運搬業許可申請等の添付書類について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年4月28日公布・環境省令第8号）により添付書類の様式の統一化を行うなどこれまでも必要に応じ、申請手続の簡素化・合理化を図ってきたところ。

※通常の許可基準よりも厳しい基準（遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マネーフット、財務体質の健全性）に適合した優良な産廃処理業者を都道府県知事等が審査して認定する制度。平成23年4月1日より運用開始。

## ② 電子化の状況

申請手続の電子化については事務を担う都道府県等において対応が行われており、都道府県等では、許可の申請手続きにおいては一部書類の原本を求めると及び文書の補正を指導することが多く対面審査が適していること等から、電子化が進んでいないところ。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

## (1) 産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る優良産廃処理業者認定制度

優良産廃処理業者認定制度については、中央環境審議会においても議論され、平成29年2月に環境大臣に対し意見具申された「廃棄物処理制度の見直しの方向性」において、「平成23年4月の施行から平成28年9月末までに7,670件（業者数としては1,050者）の認定を行っており、その認定数は着実に増加しているが、その認定の数と質の両面の向上が必要である。」と指摘されたところであり、これを踏まえ、認定要件の見直し、強化及び優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について、平成29年度から検討を開始し、平成30年度に結論を得る予定としている。

今後、上記結論を踏まえた優良産廃処理業者認定制度についての周知徹底を図り、その認定の数と質の両面を向上させる必要がある。新規認定の数を着実に増加させることで、5年ごとの更新申請手続きが7年ごとの更新申請手続きとなり、産廃処理業者の事務手続きのコスト削減に資することから、都道府県等の理解と協力を得つつ制度の運用を行っていく。

## (2) 産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る電子化

電子申請の活用については、中央環境審議会においても議論され、平成29年2月に環境大臣に対し意見具申された「廃棄物処理制度の見直しの方向性」において、「電子申請の活用については、より便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供するという観点が重要であると同時に、行政運営の効率化の観点も踏まえて対応することが重要である。例えば、単なる事実関係報告など、電子申請になじみやすい手続がある一方で、申請者と行政が事前相談を重ねながら申請書を作成するような手続では、電子申請によることがかえって非効率となる場合もある等、こうした点についても留意し

つつ、進めていくことが重要である。」と指摘されたところであり、これを踏まえ、国においても広域認定制度や再生利用認定制度など、可能なものから電子化等による手続の合理化を進めていくとともに、都道府県等及び申請者側の双方において効率的で効果的な対応が可能な手続から段階的に進めることも含め、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議においても周知を行ったところ。引き続き、都道府県等の理解と協力を得つつ、電子化を進めることとしている。

## 3 コスト計測

## 1. 選定理由

## (1) 産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る優良産廃処理業者認定制度

産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進する観点から、優良産廃処理業者認定制度の認定の数と質の両面の向上が必要であり、かつ、新規認定の数が増加すれば、手続負担が減少するため。

毎年度、優良産廃処理業者認定制度の認定の数を調査するため、コスト計測が正確に算出できる。

## 2. コスト計測の方法及び時期

## (1) 産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る優良産廃処理業者認定制度

毎年度、優良産廃処理業者認定制度の認定の数を調査する。特に、平成30年度の上記結論を踏まえ優良産廃処理業者認定制度の周知徹底を図る予定であり、平成31年度以降の調査及び下記の計算式に基づき、コスト計測を行い、現時点との比較を行う。

（優良産廃処理業者の増加数）× 5/7 × （産業廃棄物処理業の許可申請手続き事務負担）



「行政手続コスト」削減のための基本計画

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	環境省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

省庁名	経済産業省
重点分野名	個別品目の輸出・輸入の許可等に 係る手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 浄化槽清掃業の許可

① 手続の概要

浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない(浄化槽法第35条第1項)、同条第2項において(市町村が)「前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる」と定められている。

また、同条第3項において許可を受けようとする者は、「環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない」とあり、申請書に添付しなければならない書類は、環境省関係浄化槽法施行規則第10条第2項第1号から4号に記載の書類の他、市町村長が必要と認める書類(同施行規則第10条第2項第5号)とされている。

以上のことから、当該許可は市町村の自治事務でもあり、市町村ごとに標準処理期間や提出書類が異なる。

② 電子化の状況

申請手続は自治事務であり、電子化するか否かは市町村により異なることから、環境省において各市町村における申請手続の電子化の状況は把握していない。

2 削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)

(1) 浄化槽清掃業の許可(地方公共団体の理解・協力が必要な取組)

市町村において、必要に応じて行政内部の事務の効率化を検討し、また、標準処理期間の短縮及び添付書類の見直し等に努めるよう周知する。なお、これらの周知を本年度末までに実施する。

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 貨物の輸出入及び技術提供の許可・承認

① 手続の概要

(i) 輸出・技術提供(安全保障関連貨物)許可申請

武器や軍事転用可能な貨物・技術は、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、外国為替及び外国貿易法(以下、外為法)第48条第1項(貨物)若しくは第25条第1項(技術)に基づき、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。

事業者は、以下の要件を確認し、輸出しようとする貨物・技術が該当する場合は必要な書類を用意し、許可申請を行う。

ア輸出貿易管理令以下において定めている規制対象品目リストの該当

イ当該貨物・技術の用途が大量破壊兵器等の開発等である懸念がないか

ウ当該貨物・技術が兵器の開発等需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う又は外国ユーザーリスト掲載されている者かどうか

(ii) 輸出承認申請(上記以外の貨物)

輸出承認国際条約その他国際約束の履行や国内の安定供給確保等の観点から管理が必要な貨物については、外為法第48条第3項に基づき、経済産業大臣の承認を受ける必要がある。

事業者は、輸出しようとする貨物が輸出貿易管理令別表に該当する場合は、必要な書類を用意し、承認申請を行う。

(iii) 輸入承認申請

外国貿易及び国民経済の健全な発展、国際条約その他国際約束の履行や国際平和のための国際的な努力への寄与等を目的に、管理が必要な貨物の輸入については、外為法第52条に基づき、経済産業大臣の承認や割当を受ける必要がある。

事業者は輸入しようとする貨物について、輸入割当を受けるべき品目か、又は輸入の承認を受けるべき原産地又は船積地域かどうか、告示(輸入公表)を確認し、該当する場合は、必要な書類を用意し、申請を行う。

外為法に基づく許可・承認の申請書類は経済産業省のHP上から入手が可能。事業者は、書類をダウンロードし、HP掲載の手引きやFAQをもとにその他必要な添付資料を作成し、窓口(本省若しくは地方局)、郵送、電子のいずれかの手段によって申請を行う。(申請書類及び手段は申請貨物と仕向地により異なる。)

② 電子化の状況

(i) 輸出・技術提供(安全保障関連貨物)許可申請 17,582件中8,784件 電子率 50%

大量破壊兵器等の製造に使用可能な高性能の工作機械や炭素繊維など輸出貿易管理令別表第一に掲げられる規制貨物を輸出しようとする者は、概ね大企業やそれに準ずる中小企業が多く、電子化へのハードルが一般的には低いと言える。加えて、安全保障貿易輸出管理の観点から社内輸出管理体制を整備している企業も多く、管理の観点から申請情報、許可情報、通関情報の電子化をメリットとする土壌があるため、安全保障関連貨物の電子申請率は50%程度となっており、電子化は進んでいる。

(ii) 輸出承認申請(上記以外の貨物) 7,906件中3,104件 電子率 39.2%

条約等の国際約束の履行や国内の安定供給確保等の観点から管理が必要な貨物として輸出貿易管理令別表第二に掲げられる貨物は、ダイヤモンド原石、麻薬等原材料、漁船、うなぎの稚魚、バーゼル条約に基づく廃棄物、ワシントン条約に基づく絶滅危惧種など多種多様であり、それぞれに業界の特色、電子化とは相容れない条約等が定める原本確認の要請など固有の事情があるため、輸出承認という括りに押し並べて概況することはできないが、輸出承認申請の約4割を占める化学品分野は大手企業が多く電子申請率が70%を超えており、全体(約39%)を牽引し

ている。

- (iii) 輸入承認申請 22,095 件中 3,788 件 電子率 17.1%  
輸入承認申請の約 8 割は水産物である。水産物輸入事業者は中小零細企業が多く、電子化に対する知見や経験が十分でないこと、経済産業省への申請手続も含めて輸入通関の一切を通関業者に委任する業態が普通であり、荷主自身が申請行為を行わないため、荷主側に電子化のインセンティブが働かないこと等から電子化が進みにくい実態があり、輸入承認申請の水産物全体における電子申請率は 17%程度となっている。なお、一つの輸入承認証で複数回の通関を行う水産物輸入割当てに関しては輸入承認証の電子化のメリットが大きいいため、水産物の輸入承認申請の中でも例外的に、電子申請率は 30%を超えている。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 輸出入の許可・承認
- ① 規制そのものの見直し
- (i) 輸出承認対象貨物の一部規制緩和<平成 29 年度中>  
輸出承認が必要な貨物のうち、規制根拠の趣旨に照らして合理化が可能な貨物を精査し、申請対象品目からの除外を検討する。
- (ii) 輸入承認貨物の一部規制緩和<平成 29 年度～平成 30 年度>  
経済産業大臣の輸入承認または事前確認対象貨物のうち、より軽微な確認によっても適正な貿易取引が可能な貨物について、その手続の簡素化を検討する。
- (iii) 国内法令による規制との関係を見直し<平成 29 年度～平成 31 年度>  
国内法令で規制対象外となっている貨物について、外為法で引き続き管理対象とする必要性を見直し、規制法令を所管する省庁と協議を行う。
- ② 行政手続の簡素化
- (i) 輸入の事前確認業務の一元化<平成 29 年度～平成 30 年度>  
経済産業省と貨物の所管省庁で同様の内容を確認している一部貨物について、確認業務の一元化を提案し、協議を行う。
- (ii) 様式自由の申請書類の定型化<平成 29 年度中>  
事業者によって異なっていた輸出理由書について、必要事項を定めて様式を統一する。
- ③ 行政手続の IT 化
- (i) 広報活動<通年 & 毎年>  
NACCS 貿易管理サブシステムの概要とメリットを紹介する説明会の開催、業界紙への寄稿、パンフレットの配布、紙申請企業への個別訪問説明を行い、利用を促進する。
- (ii) 課題の抽出と対応<平成 29 年度>  
電子申請率の上がらない手続に関する要因分析を行う。当面、電子申請率が 30%に満たない手続をターゲットに課題と対応策を整理する。
- (iii) メリットの創出<平成 29 年度～平成 32 年度>  
電子化によるリードタイムの短縮、社内管理の業務効率化に資する電子化のメリットを新たに創出する。
- (iv) システムの改善<毎年>  
電子申請利用者からのシステム改善要望に対応し、使いやすさ、見やすさ、便利さを追求する機能改修を行う。

以上のいずれの項目についても、経済産業省への申請手続だけに着目しては実現が不十分なものとなる点に留意する必要がある。外為法に基づく許可承認証等を取得するのは税関手続において必要だからである。事業者は、経済産業省への申請手続から税関への輸出入の申告業務までを一気通貫で業務フローを捉えていることに鑑み、税関との協力関係とそれに基づく税関システムとの連携強化が重要な鍵となる。

- ④ 行政内部の事務の効率化：ご参考  
行政内部においても、下記の通り事務の効率化を図ることで、事業者の待ち時間の短縮に資することが期待される。
- (i) 貨物所管省庁の確認書の電子化<平成 29 年度～平成 31 年度>  
経済産業省での申請は既に電子化されているが、貨物の所管省庁での申請が電子化されていない貨物について、当該所管省庁に対し、電子化に向けた働きかけを行う。
- (ii) 申請管理台帳の統合<平成 29 年度～平成 32 年度>  
審査課室においてエクセルで管理している書面申請による承認等の台帳と貿易管理サブシステム内部の電子申請の台帳を統合して一体管理することで業務効率化を図ることを検討する。
- (iii) 輸入承認貨物の電子ライセンス化<平成 29 年度～平成 32 年度>  
現在、電子申請であっても紙交付となっている貨物の電子ライセンス化を図り、官側の書面交付業務（大臣印施行）を削減することを検討する。
- (iv) 安全保障関連貨物に関する申告手続の電子化<平成 29 年度～平成 32 年度> 安保審査課  
国際レジームでの決定により、増大が見込まれる手続の電子化を通じて、当該申告に対する処理業務の増大の抑制を図る。
- (v) システムの改善<毎年>  
外為法に基づく許可承認等業務に携わる職員からのシステム改善要望に対応し、使いやすさ、見やすさ、便利さを追求する機能改修を行う。

## 3 コスト計測

### 1. 測定理由

当該手続の提出件数が多く、簡素化による事業者のメリットが大きいと考えられる。また、行政手続部会が行ったアンケート調査においても、事業者からも要望が寄せられていることから、コスト計測を行う。

### 2. コスト計測の方法及び時期

- (1) コスト計測の方法
- 1,000 件以上申請のある貨物のうち、貨物ごとに 2 社ずつヒアリングし、平均値を算出。  
事業者の手続に係る時間を以下の通り
- (i) 申請のために引き合いの段階で要する時間（引き合いが必要な貨物のみ）
- (ii) 申請のために必要な書類を取得するのに要する時間
- (iii) 役所への事前相談時間
- (iv) 書類が整った段階で行う内容チェック及び入力作業に要する時間
- (v) 社内決裁に要する時間
- (vi) 窓口への書類提出に要する時間（移動時間・郵送時間・対面審査時間等含む）
- (vii) 申請受理後承認されるまでの待ち時間
- (2) 時期
- 平成 29 年度（基本計画の策定後直ちに行う）、平成 30 年度（平成 29 年度と同時期）、平成 31 年度（平成 29 年度と同時期）

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	経済産業省
重点分野名	化学品の安全管理に関する手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

## (1) 手続の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）は、人や動植物への長期毒性を有する化学物質による環境汚染を防止するため、事業者に対し、化学物質の製造・輸入・使用について規制している。

化審法は、原則として、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規化学物質の製造・輸入を行うおそれとする者に対して、事前に国に届出を行う義務を課し（第 3 条）、当該化学物質の組成、性状（分解性、蓄積性及び毒性をいう。以下同じ。）等に係る審査（以下「通常新規審査」という。）を受ける制度（第 4 条）を設けており、事業者は、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣（以下「3 大臣」という。）から当該審査の結果の通知を受けた後でなければ、原則として、新規化学物質を製造・輸入してはならないとしている（第 6 条）。

他方で、製造・輸入する量が少ないため、その組成、性状等を問わず、仮に全量が放出されても人の健康や動植物の生息・生育に係る被害を生ずるおそれが低い場合もある。このような場合も含めて一律に事前届出・審査の対象とすることは、化学物質による環境汚染を防止する化審法の趣旨からは合理性が乏しい。そのため、化審法は、審査特例制度として少量新規制度と低生産量新規制度を設けている。

新規化学物質の製造・輸入を行うおそれとする者の一の年度における製造・輸入予定数量が、政令で定める数量（1 トン：施行令第 3 条第 2 項）以下の場合には、3 大臣の確認を受けることで、第 3 条に基づく事前届出を行うことなく製造・輸入を行うことができることとしている（第 3 条第 1 項第 5 号及び第 6 条第 1 号）（少量新規制度）。少量新規制度は、少量の新規化学物質の製造・輸入を行うおそれとする事業者にとっては、分解性・蓄積性・毒性に係るデータを得るために自ら行わなければならない試験等に要する時間的・金銭的負担を免れることができるという効果もある。

新規化学物質の製造・輸入を行うおそれとする者の一の年度における製造・輸入予定数量が政令で定める数量（10 トン：施行令第 4 条）以下の場合であって、届出（第 3 条）と同時に、毒性は不明であるものの生物の体内に蓄積されるおそれがないこと等の判定（第 5 条第 2 項）を行うよう、分解性・蓄積性に係るデータを採った上で国に申出を行い（第 5 条第 1 項）、その旨の判定を受けた場合には、3 大臣の確認（第 5 条第 4 項）を受けることで、審査の結果の通知を受けることなく、製造・輸入を行うことができる（第 6 条第 2 号）（低生産量新規制度）。

## (2) 電子化の状況

少量新規制度の申出件数総数約 3.6 万件のうち、約 1.7 万件が電子申請。  
通常新規審査制度の届出件数総数約 600 件と低生産量新規制度の申出件数総数約 1,700 件については、全て紙媒体での申請。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

化審法に基づく全ての審査手続を包括的に検討した上で、少なくとも以下の点について、安全を前提とした手続の簡素化、IT 化を行う。

## (1) コスト削減の取組内容

## ① 改正化審法の施行

平成 29 年通常国会で成立した改正化審法によって、新規化学物質の審査特例制度における全国上限値を製造・輸入数量から環境排出量ベースに変更する。これにより、数量調整件数の減少が見込まれる。少量新規制度で数量調整を受けたために十分な量の確認が取れなかった事業者のうち、なお希望する量の確認を得たい場合には、低生産量新規制度での申請を行う（ここで行政手続が発生する）ことになる。今般の制度改正によって、こうした事業者の数が減少することが期待される。

## ② 分解生成物試験の一部廃止

化審法の運用による知見の蓄積の結果、親物質（元の物質）より子物質（親物質が分解して生成された物質）の方が一般的に安全であるという傾向が明らかになってきた。これを踏まえ、一部の子物質の蓄積性試験、人健康試験、生態影響試験を廃止することにより、行政手続コストを削減できる。

## ③ 高分子化合物試験の一部廃止

化審法の運用による知見の蓄積の結果、高分子化合物は、一般的に体内で吸収されにくいいため安全であるという傾向が明らかになってきた。我が国の現行制度（＝高分子化合物の中の化学物質の割合「の合計」が 2%未満であれば、既存化学物質としてみなし、試験不要）の要件を諸外国（欧米：「各々の成分について」2%未満であれば試験が不要にするもの）と同様にすることで、試験の一部を廃止し、行政手続コストを削減できる。

## ④ QSAR の適用拡大

化学物質の分子構造から、動物実験等を行わずコンピュータ解析で安全性の推定を行うシステム（QSAR）について、これまで蓄積性の判定にのみ使用していたところを、分解性の判定にも使用することによって、動物実験を不要化できる余地を拡大する。これにより行政手続コストを削減できる。

さらに、化審法の運用によって蓄積された有害性に関するデータを AI によって解析することで、予測精度を高めるプロジェクトを実施中。これにより、長期的な目標として、最終的には動物実験を完全に代替することを目指す。

## (2) スケジュール

## ① 改正化審法の施行

改正化審法施行時に開始。

## ② 分解生成物試験の一部廃止、③ 高分子化合物試験の一部廃止

平成 31 年 4 月までの運用開始を目指す。

## ④ QSAR の適用拡大

平成 32 年 4 月の運用開始を目指す。  
本法は平成 29 年 6 月に公布済。公布後 3 年以内に施行するとの法規定に基づき、平成 32 年 6 月までに施行する。

**3 コスト計測****1. 選定理由**

化審法の少量新規制度は平成 27 年実績で年間 3 万 5360 件、低生産量新規は 1648 件の申出があり、行政手続部会が行ったアンケート調査においても、事業者からも要望が寄せられていることから、コスト計測を行う。

**2. コスト計測の方法及び時期**

## (1) コスト計測の方法

## ① 改正化審法の施行

少量新規制度において数量調整によって事業者が希望する量の確認を受けられないために低生産量新規制度に移行した申請件数を事業者ヒアリングを通して把握する。その上で、その数に当該申請一件あたりの手続に要する時間を乗じることにより計測する。

## ② 分解生成物試験の一部廃止

政府に提出された分解生成物試験データの件数を比較することを通じて試験不要となった子物質の数を把握する。その上で、その数に当該試験に要する期間を乗じることにより計測する。

③ 高分子化合物試験の一部廃止  
政府に提出された高分子化合物試験データの件数を比較することを通じて試験が不要となった高分子化合物の数を把握する。その上で、その数に当該試験に要する期間を乗じることにより計測する。

④ QSAR の適用拡大  
QSAR の適用拡大によって分解性・蓄積性試験が不要となる物質数に、当該試験に要する期間を乗じることにより計測する。

(2) 時期

① 改正化審法の施行

② 分解生成物試験の一部廃止及び

③ 高分子化合物試験の一部廃止

現状のコスト計測については、平成 29 年 12 月までの申請をもとに平成 29 年度末までに実施し、運用開始後翌年まで、同時期に実施。

※平成 31 年 4 月までの運用開始後、1 年間の実績データを得て以降、コストの比較が可能となる。

④ QSAR の適用拡大

現状のコスト計測については、平成 29 年 12 月までの申請をもとに平成 29 年度末までに実施し、運用開始後翌年まで、同時期に実施。

※平成 32 年 4 月までの運用開始後、1 年間の実績データを得て以降、コストの比較が可能となる。

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	経済産業省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

(1) 砂利の採取計画に関する業務状況報告

① 手続の概要

砂利採取業者は、砂利の採取計画等に関する規則第 9 条第 1 項に基づき、都道府県等から認可された採取計画に基づき実施した砂利採取の状況（採取のための設備、採取数量、販売数量等の状況）について、提出する年の前年 4 月 1 日から提出する年の 3 月 31 日までの 1 年間分を業務状況報告書に記載し、毎年 4 月末日までに経済産業大臣に提出する（砂利採取場の所在地を管轄する経済産業局に提出）。

② 電子化の状況

現状、手続等の電子化は行っていない。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

(1) 砂利の採取計画に関する業務状況報告

事業者が業務状況報告書を作成する際に間違えやすいポイント等の実態を調査しその改善策の検討を行うと共に、報告様式の電子化等具体的な取組について、平成 29 年度中に結論を得るよう、報告書の提出先である各経済産業局との間で調整を進め、平成 30 年度の報告の際に砂利採取業者が活用できるよう検討を進める。

**3 コスト計測**

**1. 選定理由**

(1) 砂利の採取計画に関する業務状況報告

本手続が営業の許認可にかかるものであって、年間の件数が 100 件を超えるものであるため。

**2. コスト計測の方法及び時期**

(1) 砂利の採取計画に関する業務状況報告

コスト計測の方法については、各経済産業局が業務状況報告書の提出があった砂利採取業者のうち、数社を選定しヒアリングを実施する予定。

実施時期については、例年、各経済産業局では、提出された報告書に関し記載内容の照会・修正等の確認や提出が遅れている業者への督促等の作業が生じることから、報告書の提出期限が 4 月末日となっているが、実質的に全ての報告が集まる時期が第 2 四半期（7～9 月）頃であるため、3 年間を通して 7～9 月に計測することを予定。

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	経済産業省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 販売事業者の変更の届出、許可使用者の変更の許可、許可使用者の変更の届出
- ① 手続の概要  
アルコール事業法の販売事業者及び許可使用者は、商号、名称又は氏名及び住所等の事項に変更があったとき又は貯蔵能力等の変更を伴わないような軽微な変更をしたときは遅滞なく、また、主たる事務所の所在地並びに貯蔵所等の所在地を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を届け出なければならないとされている。  
その手続としては、省令で定める届出書に登記簿の謄本等の必要な書類を添えて、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。  
(アルコール事業法第 25 条、第 30 条 (第 8 条第 2 項準用))  
また、許可使用者は、使用施設ごとのアルコールの用途及び使用方法並びに使用設備の能力及び構造並びに貯蔵設備ごとの能力及び構造を変更しようとするときは、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長の許可を受けなければならないとされている。  
その手続としては、省令で定める申請書にその許可に係る変更後の書類を添えて、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。  
(アルコール事業法第 30 条 (8 条第 1 項準用))
- ② 電子化の状況  
平成 13 年に電子申請による受付を開始したが、その後、利用の実績がなかったことから、「新たなオンライン利用に関する計画」(平成 23 年 8 月 3 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)の方針に基づき、平成 24 年 8 月に電子申請を停止した。
- (2) 販売事業者の業務に関する報告、許可使用者の使用の報告
- ① 手続の概要  
販売事業者及び許可使用者は、毎年 5 月末日までに、その業務に関し省令で定める事項(前年度から繰り越したアルコールの数量、譲り受けたアルコールの数量等)を報告しなければならないとされている。  
その手続としては、省令で定める報告書に年度におけるアルコールの譲受けの実績を記載した一覧表等を添えて、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。  
(アルコール事業法第 25 条、第 30 条 (第 9 条第 2 項準用))
- ② 電子化の状況  
上記 1 (1) ②と同じ。

**2 削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)**

- (1) 販売事業者の変更の届出、許可使用者の変更の許可、許可使用者の変更の届出
- ① 電子化の検討【平成 29 年度に事業者への調査を実施予定】  
電子申請については、過去に利用実績が無く停止した経緯を踏まえつつ、許可事業者へ調査を実施し、事業者ニーズ等を踏まえた上で、電子申請のあり方等の検討を行う。

- ② 法人の登記事項証明書の添付省略【行政機関間の情報連携を前提に平成 32 年度より実施予定】  
変更手続における登記事項証明書の添付が必要な場合について、法務省が平成 32 年度中に運用を開始することとなっている。行政機関等に対する登記情報を提供する仕組みを活用することにより、登記事項証明書の添付省略の実施に向けて、関係省庁と検討を行う。

- (2) 販売事業者の業務に関する報告、許可使用者の使用の報告

- ① 電子化の検討【平成 29 年度に事業者への調査を実施予定】  
上記 2 (1) ①と同じ。
- ② 報告書作成支援ソフトの高機能化【平成 29 年度より実施予定】  
許可事業者向けに当省ホームページ上で提供している「報告書作成支援ソフト」(報告書の作成を簡便に行うための支援ツール)について、許可事業者へ調査を実施し、事業者ニーズ等を踏まえた上で、更なる高機能化を目指した改修(手入力から自動入力や選択入力への変更、記載例の追加等)を行い、報告書作成時間の削減及び記載内容の誤り防止を図る。

**3 コスト計測****1. 選定理由**

- (1) 許可使用者の変更の許可  
(2) 許可使用者の使用の報告  
アルコール事業法関連の営業の許可・認可に係る手続において、年間手続件数が 1,000 件を超えることから、事業者負担が大きい手続と考えられるため。

**2. コスト計測の方法及び時期**

- (1) コスト計測の方法  
許可使用者へのアンケート調査を実施し、この結果に基づき 1 件当たりの事業者の作業時間を算出し、年間の手続件数を乗じることにより算出。
- (2) 計測の時期  
平成 31 年度までの各年 8 ～ 9 月頃  
(理由: 報告書の提出期限(5 月末日)と提出後の内容確認及び修正等に要する期間を考慮)

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	経済産業省・環境省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 特定国際種事業の届出
- ① 手続の概要  
「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下、「種の保存法」という）第 33 条の 2 に基づき、象牙製品等を製造・販売等する事業者は、あらかじめ、環境大臣及び経済産業大臣に氏名又は名称、業務を行う施設の名称及び所在地等を届け出なければならない。
- ② 電子化の状況  
現状では電子化されていない。
- (2) 特定国際種事業の廃止・変更の届出
- ① 手続の概要  
種の保存法第 33 条の 5 で準用する第 30 条第 3 項に基づき、象牙製品等を製造・販売等する事業者は、事業を廃止した場合又は届出の内容に変更があった場合、環境大臣及び経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。
- ② 電子化の状況  
現状では電子化されていない。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

- (1) 特定国際種事業の届出  
本年 6 月 2 日、改正種の保存法が公布され、公布日から 1 年以内に、現行の届出制から登録制への移行が決まっている。従来、各経済産業局等を窓口として届出書 2 通（正副）の提出を求めていたが、改正法においては、事業登録機関に登録関係事務を行わせることも可能としている。今後、来年の施行に向けて、具体的な申請手続等を策定していく際には、登録申請書を 1 通とすることや電子化についても、共管官庁である環境省と検討中である。
- (2) 特定国際種事業の廃止・変更の届出  
上記のとおり、改正法においては、届出書を 1 通とすることや電子化についても、共管官庁である環境省と検討中である。

なお、本改正は、近年の象牙取引に係る管理厳格化についての国際的な要請も踏まえつつ、国内の象牙製品の製造・販売の取引管理を厳格化するため、現行の届出制を登録制に変更するものである。したがって、新たに登録申請手続が必要となり、また登録は 5 年毎の更新制となることから、相対的にコストは増加すると考えられるが、今後、来年の施行に向けて、具体的な申請手続等を策定していく際には、申請者の負担軽減も念頭に検討することとしている。

**3 コスト計測****1. 選定理由**

- (1) 特定国際種事業の届出  
本手続が事業の許認可にかかるものであって、年間の件数が 100 件を超えるものであるため。
- (2) 特定国際種事業の廃止・変更の届出  
本手続が事業の許認可にかかるものであって、年間の件数が 100 件を超えるものであるため。

**2. コスト計測の方法及び時期**

- (1) 特定国際種事業の届出
- ① コスト計測の方法  
経済産業省に届出した特定国際種事業者と、改正法施行後に登録申請した特別国際種事業者（改正法で名称変更）のうち、それぞれ数社を選定してヒアリングを実施する予定。
- ② 実施時期  
平成 29 年度末（現行法）、平成 30 年度末及び平成 31 年度末（改正法）に計測する予定。
- (2) 特定国際種事業の廃止・変更の届出
- ① コスト計測の方法  
経済産業省に廃止・変更の届出をした特定国際種事業者と、改正法施行後に廃止・変更の届出をした特別国際種事業者（改正法で名称変更）のうち、それぞれ数社を選定してヒアリングを実施する予定。
- ② 実施時期  
平成 29 年度末（現行法）、平成 30 年度末及び平成 31 年度末（改正法）に計測する予定。

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	経済産業省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 武器たる部品の交換を伴わない軽微な改造又は修理の許可申請書の提出
- ① 手続の概要  
武器等製造法第4条ただし書は、武器たる部品の交換を伴わない軽微な改造又は修理を行う場合において、経済産業大臣の許可を受けたときは、同法第3条に基づく製造事業許可によらず、例外的な措置として、武器たる部品の交換を伴わない軽微な改造又は修理を行うことができることを規定している。
- ② 電子化の状況  
平成28年度の提出件数は336件で、その内電子申請されているものは0件である。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

- (1) 武器たる部品の交換を伴わない軽微な改造又は修理の許可申請書の提出
- ① コスト削減の取組内容  
武器たる部品の交換を伴わない軽微な改造又は修理の許可申請について、手続のオンライン化を図る。オンライン化に係る窓口の開設やシステムの構築について検討した上で、電子申請が行える環境を整え、電子申請手続を開始する。
- ② スケジュール  
平成29年度、オンライン化に係る窓口の開設やシステムの構築に向けた検討  
平成30年度、提出のオンライン化開始

**3 コスト計測****1. 選定理由**

- (1) 武器たる部品の交換を伴わない軽微な改造又は修理の許可申請書の提出  
当該許可申請書の提出は、手続の中で件数が多いことから代表的な手続であり、事業者がどの程度の時間を要しているかを把握するのに適当である。そのため、オンライン化を実施するにあたり、事業者の手続きコスト削減に寄与し、コスト削減の進捗について管理・認識しやすい。

**2. コスト計測の方法及び時期**

- (1) 武器たる部品の交換を伴わない軽微な改造又は修理の許可申請書の提出
- ① コスト計測の方法  
申請1件当たりの事業者の作業時間（※）×年間件数＝当該手続に要する年間総作業時間  
なお、作業時間の把握に当たって必要となる事業者へのヒアリングを行う際には、代表的な事業者を数者選定する。  
※申請書類、添付書類の作成・収集に要する時間に加え、事前の準備（情報収集、相談）に要する時間、窓口への書類提出に要する移動・待ち時間等を含む。
- ② 時期  
毎年度7月から8月にかけて手続きコストの計測、削減の取組の進捗を管理する。  
なお、毎年度の提出実績数のとりまとめを4月から5月にかけて行っているため、7月から8月がコスト計測に最も適切な時期である。

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	経済産業省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 航空機の修理確認届出書の提出
- ① 手続の概要  
航空機製造事業法第10条第2項（第8条第6項準用）は、航空機の修理に係る許可事業者が、経済産業大臣の認可を受けた航空機の修理の方法により修理されたものであることを航空検査技術者に確認させ、修理確認届出書を経済産業大臣に提出させることを規定している。
- ② 電子化の状況  
平成28年度の届出数は344件で、その内電子申請されているものは0件である。
- (2) 航空機用機器の製造証明届出書の提出
- ① 手続の概要  
航空機製造事業法第12条第2項（第8条第6項準用）は、航空機用機器の製造に係る許可事業者又は届出事業者が、経済産業大臣の認可を受けた航空機用機器の製造の方法により製造されたものであることを航空検査技術者に証明させ、製造証明届出書を経済産業大臣に提出させることを規定している。
- ② 電子化の状況  
平成28年度の届出数は2204件で、その内電子申請されているものは0件である。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

- (1) 航空機の修理確認届出書の提出
- ③ コスト削減の取組内容  
航空機の修理確認の届出書の提出について、手続のオンライン化を図る。オンライン化に係る窓口の開設やシステムの構築について検討した上で、電子申請が行える環境を整え、電子申請手続を開始する。
- ④ スケジュール  
平成29年度、オンライン化に係る窓口の開設やシステムの構築に向けた検討  
平成30年度、提出のオンライン化開始
- (2) 航空機用機器の製造証明届出書の提出
- ① コスト削減の取組内容  
航空機用機器の製造証明の届出書の提出について、手続のオンライン化を図る。オンライン化に係る窓口の開設やシステムの構築について検討した上で、電子申請が行える環境を整え、電子申請手続を開始する。  
なお、「行政手続コスト」削減にも資する取組として、平成29年6月9日の航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令の施行により、経済産業大臣の認可を受ける必要のある航空機用機器を削減（13機器→7機器）したことから、届出書の提出件数は約70%削減できる見通しである。
- ② スケジュール  
平成29年度、オンライン化に係る窓口の開設やシステムの構築に向けた検討  
平成30年度、提出のオンライン化開始

**3 コスト計測**

「行政手続コスト」削減のための基本計画

**1. 選定理由**

- (1) 航空機用機器の製造証明届出書の提出  
製造証明届出書の提出は、手続の中で件数が多いことから代表的な手続であり、事業者がどの程度の時間を要しているかを把握するのに適当である。そのため、オンライン化を実施するにあたり、事業者の手続きコスト削減に寄与し、コスト削減の進捗について管理・認識しやすい。

**2. コスト計測の方法及び時期**

- (1) 航空機用機器の製造証明届出書の提出
- ① コスト計測の方法  
申請 1 件当たりの事業者の作業時間 (※) × 年間件数 = 当該手続に要する年間総作業時間  
なお、作業時間の把握に当たって必要となる事業者へのヒアリングを行う際には、代表的な事業者を数者選定する。  
※申請書類、添付書類の作成・収集に要する時間に加え、事前の準備 (情報収集、相談) に要する時間、窓口への書類提出に要する移動・待ち時間等を含む。
- ② 時期  
毎年度 7 月から 8 月にかけて手続きコストの計測、削減の取組の進捗を管理する。  
なお、毎年度の提出実績数のとりまとめを 4 月から 5 月にかけて行っているため、7 月から 8 月がコスト計測に最も適切な時期である。

省庁名	経済産業省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 商取引関連法令 (商品先物取引法、割賦販売法等)
- ① 手続の概要
- (i) 割賦販売法は割賦販売等取引の健全な発達、購入者などの利益の保護、商品等の流通及び役務提供の円滑化を図るため、割賦販売法により、許可制又は登録制の開業規制を実施するとともに、事業者への書面交付等を義務付けている。
- (ii) 商品先物取引法は、商品先物取引業者の業務の適正な運営を確保すること等を目的としており、商品先物取引業者の行う各種届出等の事務等について規定している。
- ② 電子化の状況
- (i) 割賦販売法は手続の電子化を実施していない。
- (ii) 年間件数が 1,000 件を超えることが想定される手続の電子化を実施。

**2 削減方策 (コスト削減の取組内容及びスケジュール)**

- (1) 商取引関連法令 (商品先物取引法、割賦販売法等)
- ① コスト削減の取組内容
- (i) 商品先物取引法関連手続は、既にほとんどの手続において電子化を実施している。なお、商品先物取引業者等から提出される申請書や添付する書類等について、包括信用購入あっせん業者の変更登録の申請、個別信用購入あっせん業者の変更登録の申請等について、事業者コストの更なる削減を行うため、本事務を委嘱している日本商品先物取引協会とも相談し、検討する。
- (ii) 割賦販売法関連手続について、事業者コストの更なる削減を行うため、事業者等とも相談しつつ、申請の電子化等への検討を行う。
- ② スケジュール  
平成 29 年度中に検討を行い、結論を得る。

**3 コスト計測****1. 選定理由**

- (1) 商取引関連法令 (商品先物取引法、割賦販売法等)
- ① 商品先物取引法関連手続は、年間件数が 100 件以上 であり、事業者のコスト削減の余地があると考えている。
- ② 割賦販売法関連手続は、年間件数が約 100 件～500 件であり、事業者のコスト削減の余地があると考えている。

**2. コスト計測の方法及び時期**

- (1) コスト計測の方法
- ① 商品取引先物取引法の手続きに関しては、主務省及び日本商品先物取引協会で検討するとともに、必要に応じて商品先物取引業者等からヒアリングを行う。
- ② 割賦販売法について、経済産業省で検討するとともに、事業者等からヒアリングを行う。
- (2) 時期
- ① 商品先物取引法関連手続は、平成 29 年度中から実施し、平成 30 年度以降も同時期に計測を行う。

割賦販売法関連手続は、平成 30 年度から実施し、平成 31 年度以降も同時期に計測を行う。



## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	経済産業省
重点分野名	産業保安に関する手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

保安関係法令（電気事業法、ガス事業法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、鉱山保安法、火薬類取締法、電気用品安全法等）

## ① 手続の概要

産業活動、エネルギー供給、消費者活動における事故を防止するため、法律により、安全を確保するための規制を実施。事業の開始自体や、その後の製造、使用、管理等の行為を許可等の対象とするとともに、事業者の保安管理体制を定める保安規程の策定及び遵守の義務付けや、有資格者（保安統括者、主任技術者等）の選任を義務付けている。

## ② 電子化の状況

手続の電子化を実施していない。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

## ① コスト削減の取組内容

産業保安に関し、官民双方のコスト合理化・情報の電子化を図るため、現状紙で 窓口に提出されている年間約 25 万件的産業保安法令に基づく申請について、全ての手続について IT 化を包括的に検討した上で、安全を前提とした手続の簡素化、IT 化を行う。

## ② スケジュール

平成 29 年度引き続き検討を行い、平成 30 年度中のシステム開発、平成 31 年度中の電子申請システム利用開始を目指す。

**3 コスト計測****1. 選定理由**

営業の許認可にかかる手続であって、年間の件数が 100 件を超えるもの、または、届出にかかる手続であって、年間の件数が 1000 件を超えるものであるため。なお、産業保安に関する手続については、行政手続部会が行ったアンケート調査においても経済団体からの要望が寄せられている。

**2. コスト計測の方法及び時期**

## (1) コスト計測の方法

申請 1 件当たりの事業者の作業時間（※）×年間件数＝当該手続に要する年間総作業時間  
なお、作業時間の把握に当たって必要となる事業者へのヒアリングを行う際には、代表的な事業者を数者選定する。

※申請書類、添付書類の作成・収集に要する時間に加え、事前の準備（情報収集、相談）に要する時間、窓口への書類提出に要する移動・待ち時間等を含む。

## (2) 時期

平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度の各年度 7～9 月に行う。

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	資源エネルギー庁
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

(1) エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）第 7 条の 2 第 3 項、第 7 条の 3 第 4 項）

## ① 手続の概要

省エネ法は、我が国全体の化石燃料の有効な利用の確保のため、事業者に対してエネルギー効率の改善等による省エネ取組を求めている。

そこで国は、法第 7 条に基づき、工場・事業場にて原油換算で年間 1,500kl 以上エネルギーを使用している事業者を、特に省エネを推進すべき者として特定事業者又は特定連鎖化事業者（以下「特定事業者等」という。）に指定している（平成 28 年度は約 12,000 者を指定）。その上で、特定事業者等に対し、エネルギー管理統括者の選任（法第 7 条の 2）、エネルギー管理企画推進者の選任（第 7 条の 3）を義務付けている。

特定事業者等はエネルギー管理統括者の選任又は解任の必要が生じた場合は、省エネ法施行規則第 6 条の 3 で定める様式 4（A4 版 1 枚）に管理統括者氏名等を記載し、所管の地方経済産業局に提出することとされている。また、当該様式は、エネルギー管理企画推進者の選解任届けも兼ねており同時申請可能となっている。

また、届出情報に変更が生じた際にも、新たに本届出を行うこととされている。

## ② 電子化の状況

特定事業者等は、施行規則第 57 条及び第 58 条に基づき、電子情報処理組織（現在は電子政府総合窓口（e-Gov）及び省エネ法・温対法電子報告システム）の使用届を事前に提出することで、当該届出を電子的に提出できる。

平成 28 年度実績では、提出された計画の 4.9%が電子的に提出されている。

(2) エネルギー管理者及びエネルギー管理員の選任又は解任の届出（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 8 条第 2 項、第 13 条第 3 項）

## ① 手続の概要

省エネ法では、特定事業者の設置する工場等において原油換算で年間 1,500kl 以上エネルギーを使用している工場等をエネルギー管理指定工場等として指定している。その上で、エネルギー管理指定工場等ごとにエネルギー管理者（第 8 条）又はエネルギー管理員（第 13 条）の選任を義務付けている。

特定事業者等はエネルギー管理者の選任又は解任の必要が生じた場合は、省エネ法施行規則第 9 条で定める様式 7（A4 版 1 枚）にエネルギー管理者氏名等を記載し、所管の地方経済産業局に提出することとされている。また、当該様式は、エネルギー管理員の選解任届けも兼ねている（省エネ法施行規則第 9 条）。

また、届出情報に変更が生じた際にも、新たに本届出を行うこととされている。

## ② 電子化の状況

特定事業者等は、施行規則第 57 条及び第 58 条に基づき、電子情報処理組織（現在は電子政府総合窓口（e-Gov）及び省エネ法・温対法電子報告システム）の使用届を事前に提出することで、当該届出を電子的に提出できる。

平成 28 年度実績では、提出された計画の 4.0%が電子的に提出されている。

(3) エネルギー管理士免状の交付（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 9 条第 1 項 1 号）

## ① 手続の概要

省エネ法において、エネルギー管理者については、経済産業大臣からエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから選任することを義務付けている。

エネルギー管理士免状の公布を受けるにあたっては、当該者はエネルギー管理士の試験及び免

状の交付に関する規則第 5 条に基づき、様式第 3 (A4 版 1 枚) のエネルギー管理士免状交付申請書及びエネルギー使用合理化実務従事証明書を提出しなければならないこととされている。当該申請者がエネルギー管理士に相当する実務経験を有しているかを確認するため、当該証明書では、実務従事内容、実務従事期間、証明日、工場等所在地及び名称、実務内容証明者名(職印の押印含む)等を記載しなければならないこととされている。記載内容及び収入印紙額等に不備がないかを審査し、不備がなければ経済産業大臣名でエネルギー管理士免状を交付する。なお、公布内容に変更が生じた場合には、別途再交付申請を行うこととされている。

## ② 電子化の状況

現在、申請は郵送又は持参にて受け付けており、電子化は行っていない。これは、事務手数料を収入印紙によって賄っていること、交付申請に必要な実務従事証明書には証明者の公印押印が必要であるため、原本を提出しなければならないこと等によるものである。

## (4) 中長期計画の作成(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 14 条)

### ① 手続の概要

省エネ法では、特定事業者等に対して、省エネ法告示で定められた省エネ目標の達成に向けた計画的な設備投資等を促すため、法第 14 条に基づき毎年度、今後の設備投資計画内容、期待される省エネ効果、前年度計画との比較等、省エネ法の施行規則第 15 条で定める様式第 8 (A4 版 3~4 枚)に基づき、目標達成に向けた中長期的な計画を策定し、所管の地方経済産業局に提出することを義務付けている。

## ② 電子化の状況

特定事業者等は、施行規則第 57 条及び第 58 条に基づき、電子情報処理組織(現在は電子政府総合窓口(e-Gov)及び省エネ法・温対法電子報告システム)の使用届を事前に提出することで、当該計画を電子的に提出できる。平成 28 年度実績では、提出された計画の 7.6%が電子的に提出されている。

## (5) 定期の報告(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 15 条)

### ① 手続の概要

省エネ法では、特定事業者等の省エネ取組状況を把握するとともに、取組が不十分な場合には法に基づく指導等を行うため、法第 15 条に基づき、特定事業者等に対して毎年度、エネルギー使用状況等に関する定期報告を義務付けている。また、地球温暖化対策の推進に関する法律においても第二十六条に基づき、特定排出者(特定事業者等)定期報告が義務づけているが、第三十四条で省エネ法定期報告書の提出をもって当該報告とみなすことが規定されている。特定事業者等は省エネ法の施行規則第 15 条で定める様式第 9 に基づき当該報告を作成し、本社の所在地を管轄する経済産業局と事業を所管する事業所管大臣に対して提出することとされている。報告枚数は、1 事業者あたり A4 版で 20~100 枚以上に及ぶ。

## ② 電子化の状況

特定事業者等は、施行規則第 57 条及び第 58 条に基づき、電子情報処理組織(現在は電子政府総合窓口(e-Gov)及び省エネ法・温対法電子報告システム)の使用届を事前に提出することで、当該定期報告を電子的に提出できる。平成 28 年度実績では、提出された定期報告書の 7.5%が電子的に提出されている。

## 2 削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)

### (1) エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出

エネルギー管理統括者は役員クラス、エネルギー管理企画推進者はエネルギー管理統括者を実務面から補佐できる者の就任を想定しており、特定事業者等における人事異動に伴い定期的に選任者が変更されることとなるため、本届出の提出の電子化を促進することで、提出に要する事業者の行政コストが削減されることが想定される。省エネ法では、平成 24 年に e-Gov 経由で本届出を行う場合における電子証明書(発行は有料)の発行を不要とするなど、電子的手続の簡素化を図ってきた。他方、電子化の状況が 4.9%に留まっている状況を踏まえれば、事業者の行政コスト削減に向け、電子的手続の有用性や利便性を更に向上させる必要がある。そこで、e-Gov 及び省エネ法・

温対法電子報告システムの利便性向上を含め、現状よりも更に簡素な電子手続の方法について、ヒアリングによりニーズ調査を実施し、今年度中に検討を進める。

### (2) エネルギー管理者及びエネルギー管理員の選任又は解任の届出

エネルギー管理者及びエネルギー管理員は役員クラスの就任を想定しており、特定事業者等における人事異動に伴い定期的に選任者が変更されることとなるため、本届出の提出の電子化を促進することで、提出に要する事業者の行政コストが削減されることが想定される。省エネ法では、平成 24 年に e-Gov 経由で本届出を行う場合における電子証明書(発行は有料)の発行を不要とするなど、電子的手続の簡素化を図ってきた。他方、電子化の状況が 4.0%に留まっている状況を踏まえれば、事業者の行政コスト削減に向け、電子的手続の有用性や利便性を更に向上させる必要がある。そこで、e-Gov 及び省エネ法・温対法電子報告システムの利便性向上を含め、現状よりも更に簡素な電子手続の方法について、今年度中に検討を進める。

### (3) エネルギー管理士免状の交付

記載事項は必要最低限の内容としており、標準処理期間(2 か月)も特定事業者の事業遂行に照らして適当な期間を設定している。また、前述の理由により原本提出が必須であるため、電子化も困難。引き続き、事業者の行政コスト削減に向けた方策があれば積極的に取り組んでいく。

### (4) 中長期計画の作成

毎年度定期的に提出する計画であり、法第 15 条に基づく定期報告と同一で提出する事業者が多いことから、中長期計画の提出の電子化を促進することで、提出に要する事業者の行政コストが削減されることが想定される。省エネ法では、平成 24 年に e-Gov 経由で中長期計画を提出する場合における電子証明書(発行は有料)の発行を不要とするなど、電子的手続の簡素化を図ってきた。他方、電子化の状況が 7.6%に留まっている状況を踏まえれば、事業者の行政コスト削減に向け、電子的手続の有用性や利便性を更に向上させる必要がある。そこで以下について今年度中に検討を進める。

#### ① 電子手続のインセンティブ付与

電子的手続により中長期計画を提出した場合は提出期限を一定程度延長するなど、事業者に対し電子手続のインセンティブ付与を検討する。

#### ② 電子手続の更なる簡素化

e-Gov 及び省エネ法・温対法電子報告システムの利便性向上を含め、現状よりも更に簡素な電子手続の方法を検討する。

### (5) 定期の報告

毎年度定期的に提出する報告であり、提出分量も膨大であって提出先も複数に渡るため、定期報告の電子化を促進することで、提出に要する事業者の行政コストが削減されることが想定される。省エネ法では、平成 24 年に e-Gov 経由で定期報告書を提出する場合における電子証明書(発行は有料)の発行を不要とするなど、電子的手続の簡素化を図ってきた。他方、電子化の状況が 7.5%に留まっている状況を踏まえれば、事業者の行政コスト削減に向け、電子的手続の有用性や利便性を更に向上させる必要がある。そこで以下について今年度中に検討を進める。

#### ① 電子手続のインセンティブ付与

電子的手続により定期報告を行った場合については、定期報告の提出期限の一定程度の延長や提出内容に照らして改善が必要と判断された場合には、法第 6 条に基づくエネルギー消費効率の改善に向けた助言等を定期報告提出後速やかに行うなど、事業者に対し電子手続のインセンティブ付与を検討する。

#### ② 電子手続の更なる簡素化

e-Gov の利便性向上を含め、現状よりも更に簡素な電子手続の方法を検討する。

「行政手続コスト」削減のための基本計画

**3 コスト計測**

**1. 選定理由**

- (1) エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出手続件数が 1000 件を超えるため。
- (2) エネルギー管理者及びエネルギー管理員の選任又は解任の届出手続件数が 1000 件を超えるため。
- (3) エネルギー管理士免状の交付  
 手続件数が 1000 件を超えるため。
- (4) 中長期計画の作成  
 手続件数が 1000 件を超えるため。
- (5) 定期の報告  
 手続件数が 1000 件を超えるため。

**2. コスト計測の方法及び時期**

- (1) エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出  
 今年度末に事業者へのヒアリングを実施し、翌年以降も同時期に行う。
- (2) エネルギー管理者及びエネルギー管理員の選任又は解任の届出  
 今年度末に事業者へのヒアリングを実施し、翌年以降も同時期に行う。
- (3) エネルギー管理士免状の交付  
 今年度末に事業者へのヒアリングを実施し、翌年以降も同時期に行う。
- (4) 中長期計画の作成  
 今年度末に事業者へのヒアリングを実施し、翌年以降も同時期に行う。
- (5) 定期の報告  
 書類の枚数や作成時間については、事業者の設置する工場・事業場の数に起因するため、当該分布を踏まえ、対象を選定し、今年度末にヒアリングを実施し、翌年以降も同時期に行う。

省庁名	経済産業省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画の認定
  - ① 手続の概要  
 再生可能エネルギーの固定価格買取制度において、再生可能エネルギー発電設備を設置して発電事業を行うとする発電事業計画の認定。年間を通じて随時行われるもの。
  - ② 電子化の状況  
 太陽光、風力、水力、地熱の認定申請については、既に電子化済み。
- (2) 再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定、事前変更の届出及び事後変更の届出
  - ① 手続の概要  
 再生可能エネルギーの固定価格買取制度において、認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画を変更しようとする又は変更した際に行う手続。年間を通じて随時行われるもの。
  - ② 電子化の状況  
 太陽光 50kW 未満の変更手続については、既に電子化済み。
- (3) 再生可能エネルギー発電事業の廃止の届出
  - ① 手続の概要  
 再生可能エネルギーの固定価格買取制度において、認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電事業を廃止しようとする際に行う手続。年間を通じて随時行われるもの。
  - ② 電子化の状況  
 全ての区分において未実施。
- (4) 賦課金の減免の認定
  - ① 手続の概要  
 我が国の国際競争力の強化を図る観点から、賦課金の負担が事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要があるため、賦課金の負担を一部減免される事業所としての認定。認定を受けたい年度の前年度 11 月前後の 1 ヶ月程度を受付期間とする。
  - ② 電子化の状況  
 電子化は未実施。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画の認定、変更の認定、事前変更の届出及び事後変更の届出、廃止の届出
  - ① 電子化未実施の発電区分（バイオマスの認定申請、太陽光 50kW 未満以外の変更手続、廃止手続）について電子化を実施し、不備の未然防止や電子システム上での補正など申請手続を効率化。【平成 29 年度】
  - ② 入力内容や添付書類の不備を減らしつつ、スムーズな認定申請がなされるよう、事業者の要望等を踏まえた電子申請システムの更なる改修、事業者向けマニュアルの改良、Q & A の充実等に取り組む。【平成 29 年度】
  - ③ 認定取得後に電力量計設置報告書を提出する手続の簡素化に取り組む。【平成 29 年度】
- (2) 賦課金の減免の認定  
 電子化未実施だった当該手続について電子化を実施し、不備の未然防止や電子システム上での補正など申請手続を効率化。【平成 29 年度】

**3 コスト計測****1. 選定理由**

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画の認定、変更の認定  
再生可能エネルギーの固定価格買取制度において特に申請件数が多く、また、申請手続に要する時間も長いと考えられるため。
- (2) 賦課金の減免の認定  
1で列挙した手続のうち唯一、手続の実施主体が発電事業者ではなく電気を一定以上使用する事業所であり、その他の手続とは全く別の手続であるため。

**2. コスト計測の方法及び時期**

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画の認定、変更の認定  
発電設備区分（太陽光 10kW 未満・10～50kW・50kW 以上、風力、水力、地熱、バイオマス）ごとに、平成 29 年 4～7 月頃に申請を行い、認定を受けた事業者に対して、アンケート調査を行い、申請手続書類の準備や申請手続に要した時間を計測。
- (2) 賦課金の減免の認定  
平成 28 年度及び 29 年度に受付期間中に申請して認定を受けた事業者に対して、アンケート調査を行い、それぞれの年度で申請手続書類の準備や申請手続に要した時間を計測。

省庁名	経済産業省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 鉱業権設定の許可（鉱業法第 21 条第 1 項）
- ① 手続の概要  
鉱業権の設定を許可するための手続。出願者から提出される申請書等を確認し、鉱物の合理的な開発を適確に遂行する為の経理的基礎、技術的能力や社会的信用、欠格事由に該当しないこと等の許可の基準に該当していることを審査する。
- ② 電子化の状況  
手続の電子化を実施していない。
- (2) 鉱業権の設定、変更等の登録（鉱業法第 59 条第 1 項）
- ① 手続の概要  
鉱業権の設定、移転、変更等に関する一定の事項を鉱業原簿に登録をするための手続。鉱業原簿への登録をもって鉱業権の変動に関する効力発生要件としている。登録情報及び登録の原因等について記載をした申請書について形式的な審査を行い、鉱業原簿に登録を行う。
- ② 電子化の状況  
手続の電子化を実施していない。
- (3) 試掘権の存続期間の延長の許可（鉱業法第 18 条第 2 項）
- ① 手続の概要  
鉱業権の種類として存続期間を定めた試掘権があり、その存続期間の満了に際し、許可を受けることで延長することができることとしており、当該許可を受けるための手続。申請書等を確認し、存続期間において誠実に探鉱が実施されていたこと、更なる探鉱が必要となること等について審査を行う。
- ② 電子化の状況  
手続の電子化を実施していない。
- (4) 事業着手延期の認可（鉱業法第 62 条第 2 項）
- ① 手続の概要  
鉱業権を取得した者（以下、「鉱業権者」という。）は、6 か月以内に事業に着手する義務が課されている。やむを得ない事由により当該義務を果たせない者は、経済産業大臣の認可を受けることとされており、当該認可を受けるための手続。申請書等によりやむを得ない事由等について確認をする。
- ③ 電子化の状況  
手続の電子化を実施していない。
- (5) 事業休止の認可（鉱業法第 62 条第 3 項）
- ① 手続の概要  
鉱業権者は、事業に着手した後にその事業を 1 年以上休止をする場合には、経済産業大臣の認可を受けることとされており、当該認可を受けるための手続。申請書等により休止の事由等について確認をする。
- ② 電子化の状況  
手続の電子化を実施していない。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 鉱業権設定の許可
  - ① 事業者にはヒアリングを実施したところ、添付書類として求めている役員の履歴書について、海外在勤役員、社外役員を含め、役員全員の履歴書に個々の押印を得るのに非常に手間がかかり準備をするのに1～2週間程度の時間を費やしているとの意見が大きかった。
  - ② このため、企業が既得している役員履歴書について、代表取締役がその原本証明をした上で、原本の写しを提出すれば足りることとするよう平成29年度中に運用を改めることとする。
- (2) 鉱業権の設定、変更等の登録  
鉱業権の設定登録等の手続を電子申請で実施できるよう、鉱業原簿の電子化のためのシステム開発を平成30年度に実施することとする。
- (3) 試掘権の存続期間の延長の許可  
誠実に探鉱を実施したことについて、探鉱実績を証する書面及び図面により確認を行っているところ、探鉱の実績を確認するためには必要な書類であり、その削減は困難。このため他の申請手続コストを削減することで、鉱業法の申請に係る書類作成負担の軽減を図る。
- (4) 事業着手延期の認可  
平成29年度中に審査基準を改定し、重要鉱物である石油・天然ガス等を対象に、認可事由の明確化、限定化を行うこととし、申請者による書類作成負担の軽減を図る。
- (5) 事業休止の認可  
平成29年度中に審査基準を改定し、重要鉱物である石油・天然ガス等を対象に、認可事由の明確化、限定化を行うこととし、申請者による書類作成負担の軽減を図る。

## 3 コスト計測

### 1. 選定理由

コスト削減の対象となっている手続については、鉱業を実施するに当たっての代表的な手続であり、事業者目線に立った際に簡素化した方が良いと考えられるためコスト計測の対象としている。

### 2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 鉱業権設定の許可  
本計画作成に当たって、申請手続に要する時間についてヒアリングをした対象と同一対象に、平成29年度及び平成30年度に申請された申請手続に要する時間（申請書作成及び添付書面の準備に要する時間）について調査を実施する。計測時期の設定理由は、平成29年度中に改定する運用通達の適用を平成30年度から予定していることから運用変更の前後の状況を把握するため。
- (2) 鉱業権の設定、変更等の登録  
本計画作成に当たって、申請手続に要する時間についてヒアリングをした対象と同一対象に、平成30年度及び平成31年度に申請された申請手続に要する時間（申請書作成及び添付書面の準備に要する時間）について調査を実施する。計測時期の設定理由は、鉱業権登録手続の電子化を実施するためのシステム開発を平成30年度中に実施し、その活用を平成31年度から予定していることからシステム運用の前後の状況を把握するため。
- (3) 試掘権の存続期間の延長の許可  
本計画作成に当たって、申請手続に要する時間についてヒアリングをした対象と同一対象に他の手続における申請手続に要する時間について調査を実施する。
- (4) 事業着手延期の認可  
本計画作成に当たって、申請手続に要する時間についてヒアリングをした対象と同一対象に、平成29年度及び平成30年度に申請された申請手続に要する時間（申請書作成及び添付書面の準備に要する時間）について調査を実施する。計測時期の設定理由は、平成29年度中に改定する審査基準の適用を平成30年度から予定していることから審査基準改定の前後の状況を把握するため。

- (5) 事業休止の認可  
本計画作成に当たって、申請手続に要する時間についてヒアリングをした対象と同一対象に、平成29年度及び平成30年度に申請された申請手続に要する時間（申請書作成及び添付書面の準備に要する時間）について調査を実施する。計測時期の設定理由は、平成29年度中に改定する審査基準の適用を平成30年度から予定していることから審査基準改定の前後の状況を把握するため。

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	経済産業省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 揮発油輸入業者の揮発油輸入の届出
- ① 自動車用の燃料として販売又は消費するために揮発油を輸入した揮発油輸入業者に対して、当該揮発油の品質、数量その他の事項につき届出することを義務付けている。
  - ② 電子化の状況  
手続の電子化は実施していない。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

- (2) 揮発油輸入業者の揮発油輸入の届出  
本件の届出手続においては、揮発油輸入業者に対し、届出様式（揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則様式第 15）に沿って、必要内容を記載の上、経済産業局に郵送することを求めている。

同届出様式で求める記載内容は、揮発油の品質（品質管理責任者・分析機関・成分）の他、精製場所・方法、輸入数量など通関に必要な情報のみであり、様式も 1 枚で構成されている。このため、揮発油輸入業者からのヒアリングでは、届出書そのものを作成するために必要な作業時間は数分程度であり、作業コストは高くないとの回答を得ている。他方、同届出様式の提出に当たって必要となる郵送手続には、届出書の作成と同等の時間・コストが必要となっているとの回答もあった。

こうした状況を踏まえ、郵送手続の合理化を図るため、手続の電子化について検討する。平成 29 年度中にインターネットを活用した届出の可否及び有効性を調査するとともに、Web やメールを利用した新たな届出の仕組みの整備について検討することとする。併せて、同様の手続が必要となる揮発油輸入業者の変更届出（年間 50 件程度）、軽油輸入業者の軽油輸入の届出及び変更届出（年間 100 件程度）、灯油輸入業者の灯油輸入の届出及び変更届出（年間 100 件程度）についても検討の対象とする。上記の検討結果を踏まえた上で、平成 30 年度中に手続の電子化を図る。

**3 コスト計測****1. 選定理由**

揮発油輸入業者の揮発油輸入の届出は、揮発油等の品質の確保等に関する法律における届出のうち、年間 600 件程度受理しており、郵送手続を含めた全ての事務コストを全て積み上げれば輸入事業者の負担は大きいと考えられるため、選定したものの。

**2. コスト計測の方法及び時期**

- (1) 揮発油輸入業者の揮発油輸入の届出
- ① コスト計測の方法  
上記の検討を踏まえて届出をするまでの作業時間について、主な輸入届出事業者に対し、ヒアリングを行う。
  - ② コスト計測時期  
基本計画策定後直ちに手続コストを計測し、平成 30 年度、平成 31 年度の同時期にも計測を実施。なお、電子化を開始した翌月にも計測を実施。

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	経済産業省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 採石業者の業務の状況に関する報告書
- ① 手続の概要  
採石業者は、採石法施行規則（昭和 26 年通商産業省令第 6 号）第 11 条に基づき、毎年 3 月末日までに、岩石採取場ごとに、業務の状況に関する報告書（採石業者の氏名又は名称、採取した岩石の名称、数量、岩石の採取の方法及び設備等の状況等）を当該岩石採取場の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。
  - ② 電子化の状況  
現状、手続等の電子化は行っていない。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

- (1) 採石業者の業務の状況に関する報告書  
報告様式の電子化等具体的な取組について、平成 29 年度中に結論を得るよう、報告書の提出先である各経済産業局との調整を含め検討を進める。

**3 コスト計測****1. 選定理由**

- (1) 採石業者の業務の状況に関する報告書  
本手続が営業の許認可にかかるものであって、年間の件数が 100 件を超えるものであるため。

**2. コスト計測の方法及び時期**

- (1) 採石業者の業務の状況に関する報告書
- ① コスト計測の方法  
各経済産業局から採石業者の業務の状況に関する報告書の提出があった採石業者のうち、事業規模毎に数社を選定し、事業者の書類作成時間についてヒアリングを実施する予定。
  - ② 時期  
平成 29 年度分（平成 30 年 3 月末日までに報告分）から平成 31 年度分までを対象とし、毎年 3 月末日（速報値）と 9 月末日（確報値）にコストを計測する予定\*。

※ 採石法施行規則第 1 1 条（採石業者の業務の状況に関する報告書の提出）は、採石業者は毎年 3 月末日までに経済産業局長に提出しなければならない旨を定めており、経済産業局における提出内容の確認・修正等を踏まえた報告書の正式提出件数の算出には時間を要するため、3 月末日の速報値と 9 月末日の確報値の 2 段階でコスト計測を行う予定。

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	経済産業省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 変成器付電気計器検査
- ① 手続の概要  
電力会社と工場等の高圧需要家との電気取引には、電力量計の他に無効電力量計及び最大需要電力計が使用されており、これらと共に使用する変成器とあわせて検定・検査に合格したものでなければ使用できない（計量法第 16 条第 2 項）。  
変成器付計器の検定試験は、計器の試験（検定）及びその計器と組み合わせて使用する変成器の試験（変成器付電気計器検査）により日本電気計器検定所（以下、日電検という。）によって実施される。変成器付電気計器検査を受けようとする者は日電検に「変成器付電気計器検査申請書」を提出しなければならない（計量法第 73 条第 1 項）。申請内容としては、使用・設置条件（接続方式（相・線式）や配電条件（電圧、周波数など））等となっている。申請主体は計量法に定める届出製造事業者、指定製造事業者及び届出修理事業者等。
- ② 電子化の状況  
年間総申請件数 180,651 件のうち、電子申請は 113,492 件。方法は日電検の電子申請システムによる。事業者は電子申請と書面提出を選択可能。
- (2) 変成器の添付に代わる書面の提出
- ① 手続の概要  
(1)の手続により、変成器と組み合わせて検査を受けた電気計器はその検査以後 14 年以内は、変成器を添えないで検定を受けることができる（計量法第 73 条第 2 号）。その際には変成器の添付に代わって「変成器記載書」の提出が必要となる。記載内容としては、定格値、使用負担の範囲等となっている。申請主体は計量法に定める届出製造事業者、指定製造事業者及び届出修理事業者等。
- ② 電子化の状況  
年間総申請件数 84,376 件のうち、電子申請は 55,084 件。方法は日電検の電子申請システムによる。事業者は電子申請と書面提出を選択可能。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

- (1) 取組内容  
事業者の使い勝手の改善等についてヒアリングを実施し、その結果等を踏まえ削減方策等を検討し、電子化を推進することにより、1 申請・提出あたりの平均作業時間を引き下げる。
- (2) スケジュール  
平成 29 年度中に検討し、結論を得て、平成 30 年度より検討内容を踏まえ実施する。

**3 コスト計測****1. 選定理由**

当該申請・提出は、対象となる申請数が多く、今回のコスト削減に向けた取組を実施することにより、行政手続コスト削減の効果が広く見込まれるため。

**2. コスト計測の方法及び時期**

- (1) 計測方法  
それぞれ申請・提出 1 件あたりの事業者コスト（書類作成時間、申請時間等の合算）を、対面申請・提出を 60 分、電子申請・提出を 10 分と仮定し、 $(60 \text{ 分} \times \text{年間総対面申請} \cdot \text{提出件数}) + (10 \text{ 分} \times \text{年間総電子申請} \cdot \text{提出件数}) = (\text{年間総申請} \cdot \text{提出作業時間}) / (\text{年間総申請件数}) = (1 \text{ 申請} \cdot \text{提出あたりの平均作業時間})$ とし、コストの算定を行う。
- (2) 計測時期  
毎年度の提出実績数のとりまとめを 4 月から 5 月にかけて行っているため、4 月から 5 月にかけて手続コスト計測、削減の取組の進捗を管理する。

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	経済産業省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

## 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 小売電気事業の登録
- ① 手続の概要  
小売電気事業を営むためには電気事業法第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受ける必要がある。  
小売電気事業者の登録に際しては、電気事業法第66条の10第1項の規定により、電力・ガス取引監視等委員会に対して意見聴取を行うこととされており、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会は「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に基づき審査を実施する。  
経済産業省は電力・ガス取引監視等委員会の回答を踏まえ、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業を営もうとする者について、登録を実施する。
- ② 電子化の状況  
登録の申請は、郵送もしくは直接提出にて受け付けており、電子申請は実施していない。
- (2) 電気工作物等の変更（重要な変更を除く。）の届出
- ① 手続の概要  
一般送配電事業者の許可内容のうち、事業者名称、主たる営業所など軽微な変更を届出する場合に行う手続。
- ② 電子化の状況  
届出は郵送又は持参にて受け付けており、電子化は実施していない。
- (3) 発電事業の届出
- ① 手続の概要  
事業者自らが維持、運用する発電用の電気工作物を用いて、一般送配電事業等の用に供するために発電する事業を行っているもののうち、一定要件を満たす者に対して、国が電力需給ひっ迫時の際、電力の供給を命じるなどの対応を取ることに伴い、電力需給の安定化対応ができるようにするため、一定要件以上の発電所の供給力、供給先等について届出をさせているもの。
- ② 電子化の状況  
届出は郵送又は持参にて受け付けており、電子化は実施していない。
- (4) 氏名、住所等の変更の届出
- ① 手続の概要  
発電事業届により届出を行った内容について変更が生じた場合に同手続を行う。
- ② 電子化の状況  
届出は郵送又は持参にて受け付けており、電子化は実施していない。
- (5) 広域的運営推進機関加入届出
- ① 手続の概要  
電気事業法第28条の11第4項に基づく広域的運営推進機関加入届出については、電気事業者が広域的運営推進機関に加入した場合には、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出ることとなっている。
- ② 電子化の状況  
届出の申請は、郵送もしくは直接提出にて受け付けており、電子申請は実施していない。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 小売電気事業の登録
- ① 取組内容  
記載要領、記載例及びQ&Aの充実  
本登録申請では、申請時点での書類不備の手戻り、審査における記載内容確認等のやりとりにより時間を要する事業者が多い。これらの状況を踏まえ、HPにて公開している記載要領、記載例及びQ&Aについて内容の充実を図ることで、これらの状況の改善を計る。
- ※なお、電気事業法は平成28年4月に大きな制度変更があり、制度変更直前の平成27年度の申請数は325件と多かったが、制度変更後の平成28年度の申請数は123件と大幅に減少しており、今後も更なる減少が見込まれる。
- ② スケジュール  
平成29年12月までに記載要領、記載例及びQ&Aの充実を行う。
- (2) 電気工作物等の変更（重要な変更を除く。）の届出
- ① コスト削減の取組内容
- (i) 来庁による事前相談、届出の原則禁止  
同手続については、事業者が窓口を訪問し、届出前の内容確認、届出を慣習上、行っており、それにより移動時間コスト、事前確認時の待機時間コスト等が発生している。よって、事前相談については電子メール等により原則実施するとともに、持参による届出も原則禁止とすることで移動時間等を削減する。
- (ii) 電子化の検討  
コスト計測などの効果検証を踏まえ、電子化の実施を検討する。
- ② スケジュール  
平成29年7月以降開始、平成29年度中に結論を得る。
- (3) 発電事業の届出
- ① コスト削減の取組内容
- (i) 記載要領等の充実  
本手続においては、届出要件や作成方法に関する問い合わせも含めた事前準備コストと補正等に要する時間が多い。  
上記のような状況は、事業者が記載内容を理解していないことに起因していることから、記載要領等の充実により、再提出に係る修正時間、問い合わせに係る時間を削減する。
- (ii) 電子化の検討  
コスト計測などの効果検証を踏まえ、電子化の実施を検討する。
- ② スケジュール  
平成29年7月以降開始、平成29年度中に結論を得る。
- (4) 氏名、住所等の変更の届出
- ① コスト削減の取組内容
- (i) 記載要領等の充実  
本手続においては、添付書類として変更理由書を求めており、理由書については、様式を定めていなかったことから、事業者自身にフォーマットから作成させており、不要な作成コストが発生していた。  
た、本手続においては、作成方法自体の問い合わせと補正対応の時間コストが多く発生している。  
よって、変更理由書の参考様式作成、その他記載要領等の充実により、事前の準備コスト等を削減する。
- (ii) 電子化の検討  
コスト計測などの効果検証を踏まえ、電子化の実施を検討する。
- ② スケジュール  
平成29年7月以降開始平成29年度中に結論を得る。



- (5) 広域的運営推進機関加入届出
  - ① コスト削減の取組内容
    - (i) 行政手続の簡素化  
添付書類の見直しを行い、行政側で確認できる内容（加入年月日）についてはエビデンスの添付を不要とした。これにより、エビデンスを準備する時間が短縮され、コスト削減に資する。
    - (ii) 記載要領等の充実  
本届出では、申請時点での書類不備の手戻りにより、再提出に係る修正時間、問い合わせに係る時間が発生している。このため、HPにて公開している記載要領等の充実により、再提出に係る修正時間、問い合わせに係る時間を削減する。
  - (iii) 電子化の検討  
コスト計測などの効果検証を踏まえ、電子化の実施を検討する。
- ② スケジュール
  - (i) 行政手続の簡素化  
平成29年4月から実運用を開始
  - (ii) 記載要領等の充実  
平成29年度中に開始
  - (iii) 電子化の検討  
平成29年7月以降開始、平成29年度中に結論を得る。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

- (1) 小売電気事業の登録  
当該登録手続は、小売電気事業を開始しようとする事業者に求めているものだが、今回のコスト削減に向けた取組を実施することにより、当該事業者にとっての行政手続コスト削減の効果が見込まれるため。
- (2) 電気工作物等の変更（重要な変更を除く。）の届出  
本手続は、件数が多く、届出する事業者数も一般送配電事業者10社に限定されていることから、どの程度の時間を要しているかを把握しやすく、コスト削減の進捗について管理・認識しやすく、
- (3) 発電事業の届出  
本手続については、営業の許認可に係るものであり、年間の件数が100件を超えるものであるため。  
※なお、本手続は平成29年度以降、既存の手続が全て完了することから、件数が大幅に減少する見込である。
- (4) 氏名、住所等の変更の届出  
本手続については、現在、届出を行っている事業者が対象となり、今後、廃止等を行わない限り、継続的に届出業務が発生することから、コスト計測が容易である。
- (5) 広域的運営推進機関加入届出  
本手続については、営業の許認可に係るものであって、年間の件数が100件を超えるものであるため。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 小売電気事業の登録
  - ① コスト計測の方法  
問合せ1件当たりの事業者の作業時間を5分、手戻り1件当たりの事業者の作業時間を60分と仮定し、 $(5分 \times \text{問合せ件数}) + (60分 \times \text{手戻り件数}) = \text{問合せ・手戻りに要する年間総作業時間}$ とし、コストの計測を行う。

- ② 時期  
毎年度4月から5月にかけて手続きコスト計測、削減の取組の進捗を管理する。
- (2) 電気工作物等の変更（重要な変更を除く。）の届出
  - ① コスト計測の方法  
届出1件当たりの事業者の作業時間（※） $\times$ 年間件数=当該手続に要する年間総作業時間  
なお、作業時間の把握に当たって必要となる事業者へのヒアリング等を行う際には、削減方策実施後に届出を行った事業者すべてとする。  
  
※申請書類、添付書類の作成・収集に要する時間に加え、事前の準備（情報収集、相談）に要する時間、窓口への書類提出に要する移動・待ち時間等を含む。
  - ② 時期  
11月、12月の時期に届出が多く、コスト計測に適切な時期であることから、毎年度11月から1月に掛けて手続きコスト計測、削減の取組の進捗を管理する。
- (3) 発電事業の届出
  - ① コスト計測の方法  
届出1件当たりの事業者の作業時間（※） $\times$ 年間件数=当該手続に要する年間総作業時間  
なお、作業時間の把握に当たって必要となる事業者へのヒアリングを行う際には、削減方策実施後に届出のあった事業者からランダムで数者選定する。  
  
※申請書類、添付書類の作成・収集に要する時間に加え、事前の準備（情報収集、相談）に要する時間、窓口への書類提出に要する移動・待ち時間等を含む。
  - ② 時期  
記載要領等の見直し検討を2月以降に行い、必要に応じて4月に改訂することから、記載要領の見直し検討前となる12月～1月の間にコスト計測し、進捗状況を管理する。
- (4) 氏名、住所等の変更の届け出
  - ① コスト計測の方法  
届出1件当たりの事業者の作業時間（※） $\times$ 年間件数=当該手続に要する年間総作業時間  
なお、作業時間の把握に当たって必要となる事業者へのヒアリングを行う際には、削減方策実施後に届出のあった事業者からランダムで数者選定する。  
  
※申請書類、添付書類の作成・収集に要する時間に加え、事前の準備（情報収集、相談）に要する時間、窓口への書類提出に要する移動・待ち時間等を含む。
  - ② 時期  
届出事項のうち、特に代表者の氏名等については、株主総会の決定後の変更となることから、7月～8月に届出が多く、最もコスト計測に適切な時期であると考えられる。  
よって、毎年度7月～8月に掛けて手続きコスト計測、削減の取組の進捗を管理する。
- (5) 広域的運営推進機関加入届出
  - ① コスト計測の方法  
申請1件当たりの事業者の作業時間（※） $\times$ 年間件数=当該手続に関する年間総作業時間  
なお、作業時間の把握に当たって必要となる事業者へのヒアリングを行う際には、削減方策実施後に申請のあった事業者からランダムで数者選定する。  
  
※申請書類、添付書類の作成・収集に要する時間に加え、事前の準備（情報収集、相談）に要する時間、窓口への書類提出に要する移動・待ち時間等を含む。
  - ② 時期  
記載要領等の見直しの検討を2月以降に行い、必要に応じて4月に改訂することから、記載要領の見直しの検討前となる12月～1月の間にコスト計測を実施する。

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	経済産業省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 定期報告（発受電月報）
  - ① 手続の概要
 

電気関係報告規則第2条に基づく発受電月報については、電気事業者が毎月15日までに、経済産業大臣宛てに発電電力量、需要電力量、燃料消費実績等の実績を報告することが法定義務となっている。

提出された報告書の内容を経済産業省の担当職員が確認し、必要な修正を経た後、自動集計ツールにより集計を行い、その集計結果を資源エネルギー庁 HP で電力調査統計として公表している。
  - ② 電子化の状況
 

100%（全電気事業者が電子媒体にて提出）。
- (2) 定期報告（自家用発電所運転半期報）
  - ① 手続の概要
 

電気関係報告規則第2条に基づく自家用発電所運転半期報については、法定要件を満たす自家用発電設備の設置者が半期に1度、経済産業局長宛てに自家発に係る発電量、自家消費量等の実績を報告することが法定義務となっている。

提出された報告書の内容を各経済産業局の担当職員が確認し、必要な修正を経た後、手入力にて集計を行い、その集計結果を本省に提出している。本省において、全局分をまとめて、資源エネルギー庁 HP で電力調査統計の一部として公表している。
  - ② 電子化の状況
 

概ね50%程度の事業者が、任意の電子媒体にて提出している。
- (3) 定期報告（電力取引報）
  - ① 手続の概要
 

電気関係報告規則第2条に基づく電力取引報については、電気事業者及び卸電力取引所から電力取引の監視に必要な情報（販売電力量・契約口数・低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・インバランス発生実績等）に応じて、月次・四半期・年次で報告することが法定義務となっている。

提出された報告書の内容は経済産業省の担当職員が確認し、主に電力取引の監視に活用している。また、提出された報告書を自動集計ツールや電力市場監視システムにより集計し、集計結果の一部を電力・ガス取引監視等委員会 HP で電力取引報結果として公表している。
  - ② 電子化の状況
 

100%（全電気事業者及び卸電力取引所が電子媒体にて提出）。

集計作業も大部分を自動化するなど、効率的に作業を行っている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 定期報告（発受電月報）
  - ① 取組内容
    - (1) 記載要領の充実、記載例及びQ&A集の作成
 

平成27年度以前においては、提出媒体が紙媒体、PDF形式、Excel形式など統一されておらず、特に紙媒体の場合、事業者から提出された報告書には誤記が存在し、追加の修正依頼が事業者の負担となっていた。このため、提出媒体をExcel形式に統一することにより、事業者においては関数を設定するなど、集計作業が容易になるとともに、郵便、ファックスにより提出していた事業者も、電子メールで提出するようになった。

また、資源エネルギー庁 HP で記載内容の解説を記載した記載要領を公表していること及び統一したExcel様式内にも記載要領を貼付したシートを設けていることにより、事業者の報告書提出に関する負担軽減に努めている。

今後も記載要領の充実を図っていくとともに、よくある問い合わせをまとめたQ&A集及び記載例を作成の上、資源エネルギー庁 HP で公表していくこととする。これらの取組により事業者の報告書作成に係る負担軽減に努めていく。

- ② スケジュール
 

平成28年3月：Excel様式を全電気事業者に配布。  
平成28年4月：経済産業省において実運用を開始。  
平成29年度：記載要領の充実、Q&Aの作成、記載例の作成
- (2) 定期報告（自家用発電所運転半期報）
  - ① 取組内容
 

定期報告（自家用発電所運転半期報）の提出媒体の統一及び検算機能の設定・記載要領の充実、記載例及びQ&A集の作成

提出媒体が紙媒体、PDF形式、Excel形式など統一されておらず、特に紙媒体の場合、事業者から提出された報告書には誤記が多数存在し、追加の修正依頼が事業者の負担となっていた。このため、提出媒体をExcel形式に統一するとともに、検算機能を設定することで、事業者が提出する前の段階で自ら誤記を発見しやすくし、事業者の業務負担軽減を図っていく。

また、各経済産業局 HP で記載内容の解説を記載した記載要領を公表していること及び統一したExcel様式内にも記載要領を貼付したシートを設けていることにより、事業者の報告書提出に関する負担軽減に努めている。

今後も記載要領の充実を図っていくとともに、よくある問い合わせをまとめたQ&A集及び記載例を作成の上、各経済産業局 HP で公表していくこととする。これらの取組により事業者の報告書作成に係る負担軽減に努めていく。
  - ② スケジュール
 

平成29年3月：Excel様式及び集計用ツールを本省から各経済産業局に配布。  
平成29年4月：各経済産業局において実運用を開始。
- (3) 定期報告（電力取引報）
  - ① 取組内容
 

定期報告（電力取引報）の提出形式の統一

上記のとおり、発受電月報及び自家用発電所運転半期報は、平成27年度以前においては、提出媒体が紙媒体、PDF形式、Excel形式など統一されておらず、特に紙媒体の場合、事業者から提出された報告書には誤記が存在し、追加の修正依頼が事業者の負担となっていた。

このため、平成28年度に新設した電力取引報では、様式はExcel形式で統一し、電力・ガス取引監視等委員会 HP 上にて配布することとし、メールによる電子媒体の提出を認めている。また、様式毎に報告内容が異なるため、様式毎に専用アドレスを用意し、事業者の負担軽減と集計効率化を図っている。さらに、ワンスオンリーの原則に基づき、発受電月報及び自家用発電所運転半期報において取得している情報を重複して取得しないよう、制度設計段階から最大限配慮することで、事業者負担の軽減に配慮している

加えて、電力・ガス取引監視等委員会 HP では、記載要領を公表し、記載内容の解説を公表することで、事業者の報告書提出に関する負担削減に努めている。また、事業者からの問合せや報告書の内容に応じ、随時、記載要領を見直すなど更なる負担削減に努めている。
  - ② スケジュール
 

平成28年5月：Excel様式を電力ガス取引監視等委員会 HP にて配布。  
平成28年7月8月：記載要領の一部見直しを行う。その後も、随時改定を行う。

3 コスト計測

1. 選定理由

- (1) 定期報告（発受電月報）
 

当該定期報告は、電気事業者に求めているものだが、コスト削減を図ることにより、電気事業者にとっての行政手続コスト削減の効果が見込まれるため。
- (2) 定期報告（自家用発電所運転半期報）に係る事業者からの問合せ件数・各経済産業局からの修正依頼件数

当該定期報告は、自家発事業者に求めているものだが、コスト削減を図ることにより、自家発事業者にとっての行政手続コスト削減の効果が見込まれるため。

「行政手続コスト」削減のための基本計画

- (3) 定期報告（電力取引報）に係る事業者からの問合せ件数・経済産業省からの修正依頼件数  
当該定期報告は、電気事業者等に求めているものだが、コスト削減を図ることにより、電気事業者等にとっての行政手続コスト削減の効果が見込まれるため。

**2. コスト計測の方法及び時期**

(1) 計測方法

① 定期報告（発受電月報）

問合せ 1 件当たりの事業者の作業時間を 10 分、経済産業省からの修正依頼に対応する事業者の作業時間を 60 分と仮定し、 $(10 \text{ 分} \times \text{問合せ件数}) + (60 \text{ 分} \times \text{修正依頼件数}) = (\text{問合せ} \cdot \text{修正に要する総作業時間}) / (\text{定期報告対象事業者数})$  とし、1 事業者当たりの作業時間の計測を行う。

② 定期報告（自家用発電所運転半期報）

問合せ 1 件当たりの事業者の作業時間を 10 分、各経済産業局からの修正依頼に対応する事業者の作業時間を 60 分と仮定し、 $(10 \text{ 分} \times \text{問合せ件数}) + (60 \text{ 分} \times \text{修正依頼件数}) = (\text{問合せ} \cdot \text{修正に要する総作業時間}) / (\text{定期報告対象事業者数})$  とし、1 事業者当たりの作業時間の計測を行う。

※事業者からの問合せ件数・各経済産業局からの修正依頼件数を各経済産業局に報告してもらう。

③ 定期報告（電力取引報）

問合せ 1 件当たりの事業者の作業時間を 10 分、経済産業省からの修正依頼に対応する事業者の作業時間を 60 分と仮定し、 $(10 \text{ 分} \times \text{問合せ件数}) + (60 \text{ 分} \times \text{修正依頼件数}) = (\text{問合せ} \cdot \text{修正に要する総作業時間}) / (\text{定期報告対象事業者数})$  とし、1 事業者当たりの作業時間の計測を行う。

(2) 計測時期

① 発受電月報及び自家用発電所運転半期報

12 月。  
定期報告（発受電月報）については、毎月提出が発生する。  
定期報告（自家用発電所運転半期報）については、年 2 回（上期分及び下期分）提出される報告書類であり、上期分の提出及び集計作業が 10 月に実施されるため、上期の自家用発電所運転半期報回収後に、発受電月報と自家用発電所運転半期報を合わせて計測を行うこととする。

② 電力取引報

5 月。  
定期報告（電力取引報）については、様式毎に決められた周期（年次・四半期・月次）に基づき、報告書類の提出作業が発生する。電力取引報に規定された様式が全て出揃う時期は、5 月末日となっているため、5 月を基準に作業コストの計測を行うこととする。

省庁名	経済産業省
重点分野名	営業の許認・認可に係る手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

(1) 弁理士の登録事項の変更の届出

① 手続の概要

弁理士となる資格を有する者が、弁理士となるには、日本弁理士会に備える弁理士登録簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地その他経済産業省令で定める事項（住所、事務所の名称、資格取得の事由、登録年月日及び登録番号）の登録を受けなければならないとされている（弁理士法第 17 条第 1 項、弁理士法施行規則第 22 条第 1 項各号）。  
標記の届出（以下「変更届」という。）は、弁理士登録簿に登録を受けた事項（この計画において「登録事項」という。）に変更が生じたときに行われる届出である（弁理士法第 22 条）。

② 電子化の状況

弁理士登録簿の登録事務を行っている日本弁理士会は、平成 9 年から、会員向けの専用 Web ページ「日本弁理士会電子フォーラム」（以下「フォーラム」という。）を設置し、同 26 年から、フォーラム上の「申請変更画面」において、登録事項の変更内容を入力できるようにシステム対応している。  
以上のとおり、届出者においては、届出書を手書きで作成する必要がなく、手続を容易にする工夫が図られており、日本弁理士会事務局においては、変更内容を改めて手入力する必要がなく、事務の効率化が図られている。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

(1) 弁理士の登録事項の変更の届出

① コスト削減の取組内容

現在、日本弁理士会は、届出者に対し、変更内容が真実であるかどうかを確認するため、変更内容に応じて以下の添付書類の提出を求めている。

	変更内容	添付書類
1	氏名	戸籍抄本等氏名変更が確認できる書面
2	事務所	就業形態を確認できる書類
3	住所	住民票

このうち、項番 2 の「就業形態を確認できる書類」として、日本弁理士会は、事務所の変更を行った届出者に対し、変更前の事務所が発行する「退職証明書」（日本弁理士会が所定の様式を定めている。）の提出を求めている。しかしながら、届出者が退職した旨を届け出ているにもかかわらず、実際は退職していないというような事態は通常、想定し難く、退職証明書を提出させる必要性は、必ずしも高いものとはいえない。むしろ、弁理士が、事務所を変更するに当たり、変更前の事務所を必ずしも円満に退職できるとは限らず、円滑に退職証明書の発行が受けられない可能性があり、届出者にとって大きな負担になることが想定される。

そこで、退職証明書の提出を不要とすることで、コスト削減を図ることとする。

② コスト削減のスケジュール

(i) 1 年目の取組

①の取組（以下単に「本取組」という。）は、後掲③記載のマニュアルの変更を伴うため、その準備期間を考慮して、平成 29 年 9 月 1 日から実施する。

(ii) 2 年目

本取組について、フォーラム上の「申請変更画面」上にも表示することで、周知を図る。退職証明書の提出件数が減少しない場合は、更なる周知徹底を図る。

「行政手続コスト」削減のための基本計画

(iii) 3年目  
引き続き、周知を継続する。

③ その他  
なお、そのほか届出者の負担感の減少に向けた取組として、日本弁理士会は、変更届に係るマニュアル「住所変更等の届出について」を弁理士に配付しており、申請に必要な情報の提供を行っている。

**3 コスト計測**

- (1) 選定理由  
本手続が営業の許認可にかかるものであって、年間の件数が100件を超えるものであるため。
- (2) コスト計測の方法及び時期  
コスト計測の方法は、概ね以下の条件で、「1 - (②+③) ÷ ①」により計算する。なお、「対象手続」は、変更届のうち、本取組前において、退職証明書が必要な手続をいう。また、コスト計測の時期は、2年目及び3年目の6月中を目途に計測する（下記<変更前>の①の値の計測については、1年目の6月に実施済）。

<変更前>  
変更届の件数 × 所要時間 = ①  
<変更後>  
変更届の件数（対象手続を除く。） × 所要時間 = ②  
変更届の件数（対象手続に限る。） × 所要時間（退職証明書の取得に通常要する時間を除く。） = ③

省庁名	経済産業省
重点分野名	その他事業に必要な事項の許可・認可に係る手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 経営力向上計画の認定申請
- ① 手続の概要  
中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、中小企業者等が経営力向上計画の認定を受けようとする場合、経営力向上に関する命令第1条第1項の規定に基づき申請書とその写しを主務大臣に提出する。  
なお、中小企業者等が経営力向上設備等を取得する場合は、申請書に、同命令第1条第2項の規定に基づき同法施行規則第8条に規定する経営力向上設備等の要件に該当することを証する書類を添付する。  
申請のあった経営力向上計画の認定に当たり、主務大臣は、事業分野別指針等により、認定の適否について判断する。
- ② 電子化の状況  
平成29年3月31日現在、認定件数18,242件中、電子申請による認定は12件。(約0.07%)。
- (2) 経営力向上計画の変更申請
- ① 手続の概要  
中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、認定を受けた中小企業者等が、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするときは、経営力向上に関する命令第2条第1項の規定に基づき、申請書とその写しを主務大臣に提出する。同命令第2条第2項第1号の規定に基づき、経営力向上に係る事業の実施状況を記載した書類を添付する。  
なお、中小企業者等が取得する経営力向上設備等に変更がある場合は、申請書に、同命令第2条第2項第2号に基づき同法施行規則第8条に規定する経営力向上設備等の要件に該当することを証する書類を添付する。  
変更申請のあった経営力向上計画の認定に当たり、主務大臣は、事業分野別指針等により、認定の適否について判断する。
- ② 電子化の状況  
電子化をしていない。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

※本制度は総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、法務省等の共管事務となっていることから、関係省庁間の連携が必要となってくる。

- (1) 経営力向上計画の認定の申請
- ① コスト削減の取組内容
- (i) 行政手続の簡素化  
経営力向上計画の申請にあたっては、中小企業等の事務負担に配慮し、記載内容を必要最小現に絞り込むことで申請書式を2枚に留めるとともに、問合せや申請状況等を分析し、適時、記載例や記載要領を充実し、申請書のエクセル化による入力アシストを一部導入する等、既に相当程度の行政手続コスト削減を実施しているところであるが、更なるコスト削減に資する事項について、他の行政手続における優良事例も踏まえつつ、引き続き検討を行う。
- (ii) 行政手続の電子化の徹底  
利用者の利便性向上という観点から、本人確認のあり方や申請者の使いやすい申請画面等について、模擬的環境による実証を行い、29年度中に一定程度の結論を得る。

「行政手続コスト」削減のための基本計画

(iii) 処理期間の短縮  
標準処理期間（事業所管省庁が単一の場合は 30 日、複数にまたがる場合は 45 日）を遵守する。

(iv) 手続の透明化  
運用の改善や手続の透明化を図るため、事業所管省庁を中心とする関係省庁連絡会議を開催し、省庁間での連携を図る。

② スケジュール  
上記取組内容について、実証結果を踏まえつつ、関係省庁及び審査事務を委任する地方支分局等と詳細を調整した上で、平成 30 年度末までに調整結果を反映する。

(2) 経営力向上計画の変更申請

① コスト削減の取組内容

(i) 行政手続の簡素化

経営力向上計画の変更申請にあたっては、中小企業等の事務負担に配慮し、申請書式を必要最小限に留める等、既に相当程度の行政手続コスト削減を実施しているところであるが、更なるコスト削減に資する事項について、他の行政手続における優良事例も踏まえつつ、引き続き検討を行う。

(ii) 行政手続の電子化の徹底

利用者の利便性向上という観点から、本人確認のあり方や申請者の使いやすい申請画面等について、模擬的環境による実証を行い、29 年度中に一定程度の結論を得る。

(iii) 同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリーの原則）

事業者が、経営力向上計画の認定申請時に入力した情報について、変更申請時における活用を検討する。

(iv) 処理期間の短縮

標準処理期間（事業所管省庁が単一の場合は 30 日、複数にまたがる場合は 45 日）を遵守する。

(v) 手続の透明化

運用の改善や手続の透明化を図るため、事業所管省庁を中心とする関係省庁連絡会議を開催し、省庁間での連携を図る。

② スケジュール  
上記取組内容について、実証結果を踏まえつつ、関係省庁及び審査事務を委任する地方支分局等と詳細を調整した上で、平成 30 年度末までに調整結果を反映する。

省庁名	経済産業省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 経営の診断及び経営に関する助言の業務に従事する者の登録

① 手続の概要

中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号。以下「法」）第 12 条に規定する国家試験の合格者又は同等以上能力者が、法第 11 条に基づいて経済産業大臣が備える「中小企業診断士登録簿」への登録記載を申請する手続。

申請書の他、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 192 号。以下「登録規則」）第 3 条等において規定する添付書類（以下のイ又はロ）を経済産業大臣宛てに提出する。

イ 試験に合格したことを証する書類及び実務に 15 日以上従事したことを証する書類又は実務補習を 15 日以上受講したことを証する書類。

ロ 養成課程又は登録養成課程を修了したことを証する書類

② 電子化の状況

電子化をしていない。

(2) 中小企業診断士の更新の登録

① 手続の概要

経済産業大臣が備える「中小企業診断士登録簿」に現に登録されている者（以下「登録中小企業診断士」）が、現在の登録有効期間（登録日から 5 年間）後の継続登録を申請する手続。

申請書の他、登録規則第 9 条等において規定する添付書類（イ及びロ）を経済産業大臣宛てに提出する。

イ 次のいずれかに該当する事項を 5 回以上行ったことを証する書類。理論政策更新研修の受講又は理論政策更新研修機関が実施する論文の審査に合格又は理論政策更新研修の指導の実施。

ロ 次のいずれかに該当する事項を 30 日以上行ったことを証する書類。実務従事の実施又は実務補習の受講又は実務補習の指導の実施又は養成課程又は登録養成課程の実習の指導の実施。

② 電子化の状況

電子化をしていない。

(3) 中小企業診断士の登録事項変更の届出

① 手続の概要

登録中小企業診断士において、「中小企業診断士登録簿」への登録事項（氏名、住所、勤務地及び勤務先）の変更が生じた場合の届出手続。

届出書を、経済産業大臣宛てに提出するが、登録証の訂正を要する時は登録証を添付する。手続委細は、規則第 13 条等において規定。

② 電子化の状況

電子化をしていない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 経営の診断及び経営に関する助言の業務に従事する者の登録

本件申請書式及び添付書類の簡素化の可否について検討する。

具体的には、規則第 1 条に規定する「登録の条件」について、規則第 1 条第 2 号イに規定する「実務補習」への一本化、同号柱書に規定する当該補習の所要受講日数の短縮の可否等について検討するとともに対応する。

その他、電子申請を可能にする措置等、コスト削減に資する事項について、引き続き検討を行う

3 コスト計測

1. 選定理由

(1) 経営力向上計画の認定の申請

本手続は、中小企業等経営強化法においても、手続件数が年間 1,000 件以上と代表的な手続であり、事業者目線に立った際に簡素化した方が良いと考えられるため。

(2) 経営力向上計画の変更申請

本手続は、中小企業等経営強化法においても、手続件数が年間 1,000 件以上と代表的な手続であり、事業者目線に立った際に簡素化した方が良いと考えられるため。

2. コスト計測の方法及び時期

(1) 経営力向上計画の認定の申請

削減方策の検討段階である 29 年度時点（現時点では 3 月末を想定）と、同方策に基づく運用を開始する 31 年度の然るべき時期において、事業者ヒアリング等を実施し、コスト削減状況について計測する。

(2) 経営力向上計画の認定の申請

削減方策の検討段階である 29 年度時点と、同方策に基づく運用を開始する 31 年度の然るべき時期において、事業者ヒアリング等を実施し、コスト削減状況について計測する。

「行政手続コスト」削減のための基本計画

うとともに対応する。

- (2) 中小企業診断士の更新の登録  
本件申請書式及び添付書類の簡素化の可否について検討する。  
具体的には、規則第 10 条に規定する「更新登録の条件」のうち、第 2 号柱書に規定する条件について、現行の必要点数の制限緩和の可否等について検討するとともに対応する。  
その他、電子申請を可能にする措置等、コスト削減に資する事項について、引き続き検討を行うとともに対応する。
- (3) 中小企業診断士の登録事項変更の届出  
本件申請事由（要登録事項）の縮減の可否について検討する。  
具体的には、規則第 7 条に規定する登録事項のうち、第 4 号（勤務地及び勤務先）規定を削除し、第 13 条第 1 項に規定する届出機会の縮減を図ることの可否等について検討するとともに対応する。  
その他、電子申請を可能にする措置等、コスト削減に資する事項について、引き続き検討を行うとともに対応する。

**3 コスト計測**

**1. 選定理由**

本手続が営業の許認可にかかるものであって、年間の件数が 100 件を超えるものであるため。

**2. コスト計測の方法及び時期**

- (1) 経営の診断及び経営に関する助言の業務に従事する者の登録  
削減方策の検討段階である 29 年度末と、同方策に基づく運用を開始する 30 年度の然るべき時期（年度末を想定）において、登録の条件となっている申請書及び添付書類について、事業者ヒアリング及びアンケートを実施し、コスト削減状況について計測する。
- (2) 中小企業診断士の更新の登録  
削減方策の検討段階である 29 年度末と、同方策に基づく運用を開始する 30 年度の然るべき時期（年度末を想定）において、更新登録の条件となっている必要点数について事業者ヒアリング及びアンケートを実施し、コスト削減状況について計測する。
- (3) 中小企業診断士の登録事項変更の届出  
削減方策の検討段階である 29 年度末と、同方策に基づく運用を開始する 30 年度の然るべき時期（年度末を想定）において、変更届出の記載事項について、事業者ヒアリング及びアンケートを実施し、コスト削減状況について計測する。

省庁名	経済産業省
重点分野名	その他事業に必要な事項の許可・認可に係る手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 経営革新等支援機関の認定の申請

① 手続の概要

中小企業等経営強化法第 21 条第 1 項の規定に基づき、経営革新等支援機関候補が認定を受けようとする場合、申請書とともに、同法に基づく命令第 2 条第 1 項第 2 号の規定に掲げる要件に適合することを証する書類（専門的知識を有する証明書、支援者からの関与を有する証明書、実務経験証明書）及び同法に基づく命令第 2 条第 1 項第 3 号の規定に掲げる要件に適合することを証する書類（誓約書）を添付書類として、当該候補の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は財務局長・財務支局長のいずれかに提出する。  
申請のあった経営革新等支援機関候補の認定に当たり、当該経済産業局等は、中小企業等の経営強化に関する基本方針等により、認定の適否について判断する。

② 電子化の状況

電子化をしていない。

- (2) 認定経営革新等支援機関の変更の届出

① 手続の概要

中小企業等経営強化法第 21 条第 4 項の規定に基づき、認定経営革新等支援機関は、同法第 2 条第 3 項第 1 号（氏名又は名称及び住所）、同第 2 号（事務所の所在地）に掲げる事項に変更があった場合は遅滞なく、同第 3 号（経営革新等支援業務の内容、実施体制等）に掲げる事項の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を届け出る。

② 電子化の状況

電子化をしていない。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

※本制度は中小企業庁及び金融庁の共管事務となっていることから、両庁間の連携が必要となってくる。

- (1) 経営革新等支援機関の認定の申請

① コスト削減の取組内容

(i) 行政手続の簡素化

申請書類の記載事項の見直し及び添付書類の見直し等を検討する。具体的には以下のとおり。

①現在、申請前決算済 3 期分の財務状況の記載および決算関係書類の添付を申請者に求めているが、今後、財務状況の健全性を有しているかを審査する上で最低限必要な内容でもって簡素化する。

②添付書類のうち、同法に基づく命令第 2 条第 1 項第 2 号の規定に掲げる要件に適合することを証する書類等について、各証明書に記載する事項に重複が見られる点や必要以上に添付書類の提出を求めている点、実務経験証明書において複数の様式に渡っている点について、様式の見直し等を検討する。

③その他、電子申請を可能にする措置等、コスト削減に資する事項について、引き続き検討を行うとともに対応する。

(ii) 手続きの透明化

①申請者から見て、審査・判断基準が分かりにくい点、同じ手続きについて、組織により審査・判断基準が異なる点について、申請書の脚注や記載例等を改定し、審査基準を明確化する。

②標準処理期間を公表することで、申請者に対し手続きに要する期間（処理期間）を事前に示す。

② スケジュール

上記取組内容について、共管省庁である金融庁及び審査事務を委任する地方経済産業局等と詳細を調整した上で、平成 29 年度末までに調整結果を反映する。  
とりまとめた取組内容について、平成 30 年度中にコスト計測を実施し、削減効果を検証した上で必要に応じて取組内容の改善を図り、平成 31 年度までにコスト 2 割削減を達成する。

(2) 認定経営革新等支援機関の変更の届出

① コスト削減の取組内容

(i) 行政手続の簡素化

申請書類の記載事項の見直し及び添付書類の見直し等を検討する。具体的には以下のとおり。

①現在、変更届出事項の多くは、法第 21 条第 3 項第 2 号（事務所の所在地等）に掲げる事項となっている。変更の届出自体が不要となるよう、事務所の所在地等に係る申請様式の記載事項について最低限必要な内容でもって見直し等を検討する。

②その他、電子申請を可能にする措置等、コスト削減に資する事項について、引き続き検討を行うとともに対応する。

(ii) 同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリーの原則）

認定経営革新等支援機関のうち、中小企業診断士の資格を有する者や金融機関については、その登録や免許等の申請や所在地変更等に伴う届出について、本制度と主務大臣が同じ経済産業大臣及び内閣総理大臣（金融庁長官）であり、個別法に基づき同内容の書類を再活用する等により、事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めないこととする。  
ただし、規制改革推進室を中心とした今後の議論の展開において、その法的許容性が担保されることを前提とする。

② スケジュール

上記取組内容について、共管省庁である金融庁及び審査事務を委任する地方経済産業局等と詳細を調整した上で、平成 29 年度末までに調整結果を反映する。  
とりまとめた取組内容について、平成 30 年度中にコスト計測を実施し、削減効果を検証した上で必要に応じて取組内容の改善を図り、平成 31 年度までにコスト 2 割削減を達成する。

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	経済産業省
重点分野名	その他事業に必要な事項の許可・認可に係る手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 役員の変更の届出（中小企業等協同組合法第 35 条の 2）

① 手続の概要

役員の氏名又は住所の変更があった場合には、変更内容を認可行政庁（経済産業大臣、経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下、同じ））宛に届出を行う。  
なお、届出書類については、中小企業等協同組合法施行規則に定める様式に加えて、変更した事項を記載した書面及び理由を記載した書面となっている。

② 電子化の状況

現在、電子化はしていない。平成 24 年 8 月までは、e-Gov によるオンライン申請を実施していたが、経済産業省の費用対効果等の検証の結果に基づき停止された（平成 24 年 8 月末以降）。

(2) 定款変更認可申請（中小企業等協同組合法第 51 条第 2 項）

① 手続の概要

定款の変更を行おうとする場合には、申請書に変更理由書、定款中の変更する箇所を記した書面及び定款変更の議決を行った総会又は総代会の議事録又はその謄本を認可行政庁宛に提出し、認可を受ける。  
なお、申請書類については、中小企業等協同組合法施行規則に定める様式に加えて、変更理由書、定款中の変更しようとする箇所を記載した書面及び定款変更を議決した総会又は総代会の議事録又はその謄本となっている。

② 電子化の状況

現在、電子化はしていない。平成 24 年 8 月までは、e-Gov によるオンライン申請を実施していたが、経済産業省の費用対効果等の検証の結果に基づき停止された（平成 24 年 8 月末以降）。

(3) 決算関係書類の提出（中小企業等協同組合法第 105 条の 2 第 1 項）

① 手続の概要

決算後、決算関係書類について、認可行政庁宛に届出を行う。  
なお、決算関係書類に関しては、法令で定められているものとは言え、法人が当然作成するものであることから、実質的には届出様式のみが行政に対して作成する書面となっている。届出書類については、中小企業等協同組合法施行規則に定める様式に加えて、決算関係書類及び決算関係書類を提出した通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本となっている。

② 電子化の状況

現在、電子化はしていない。平成 24 年 8 月までは、e-Gov によるオンライン申請を実施していたが、経済産業省の費用対効果等の検証の結果に基づき停止された（平成 24 年 8 月末以降）。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 役員の変更の届出（中小企業等協同組合法第 35 条の 2）

① コスト削減の取組内容

申請書式と変更した事項及び理由を記載した書面を統合するといった提出書面の内容の見直しについてコスト削減に効果があるかを検証しつつ、行政手続に係る一部書類のメールでの提出を可能とするといった電子化も含めて検討する。

3 コスト計測

1. 選定理由

(1) 経営革新等支援機関の認定の申請

本手続は、中小企業等経営強化法においても、手続き件数が年 1,000 件以上と代表的な手続であり、事業者目線に立った際に簡素化した方が良いと考えられるため。

(2) 認定経営革新等支援機関の変更の届出

本手続は、中小企業等経営強化法においても、手続き件数が年間 1,000 件以上と代表的な手続であり、事業者目線に立った際に簡素化した方が良いと考えられるため。

2. コスト計測の方法及び時期

(1) 経営革新等支援機関の認定の申請

削減方策の検討段階である 29 年度末と、同方策に基づく運用を開始する 30 年度の然るべき時期（年度末を想定）において、審査事務を委任する地方経済産業局等により事業者ヒアリングを実施し、コスト削減状況について計測する。

(2) 認定経営革新等支援機関の変更の届出

削減方策の検討段階である 29 年度末と、同方策に基づく運用を開始する 30 年度の然るべき時期（年度末を想定）において、審査事務を委任する地方経済産業局等により事業者ヒアリングを実施し、コスト削減状況について計測する。

- ② スケジュール  
申請書類のコスト削減効果の検証及び行政手続に係る書類の一部書類のメールでの提出を可能とするといった電子化の検討については、経済産業局等を交えて、平成 30 年度までに行う。その後、結論に則った対応を実施する。

(2) 定款変更認可申請（中小企業等協同組合法第 51 条第 2 項）

- ① コスト削減の取組内容
- (i) 申請にあたっての書類修正の手戻りにより、申請に係る作成（修正）コストに係ることを踏まえ、こうした手戻りが発生しないように、定款変更に係る事前相談を広く受け付け、複数回にわたる修正が発生しないように運用上の改善を図る。また、申請書類作成に当たって、中小企業団体中央会による申請書類作成指導が受けられるよう、中央会に対する協力要請を行う。
- (ii) 通常総会又は通常総代会時に定款の変更を決定した場合における定款の変更申請については、通常総会又は通常総代会の議事録又は謄本の提出を要しない（上記 1（3）の決算関係書類に添附される書面があるため不要）。

- ② スケジュール  
平成 29 年度中に、上記①及び②の取扱いに係る協力要請・事務連絡を全国中小企業団体中央会等や経済産業局に対して行う。

(3) 決算関係書類の提出（中小企業等協同組合法第 105 条の 2 第 1 項）

- ① コスト削減の取組内容  
決算関係書類や通常総会及び通常総代会の議事録又はその謄本に関しては、法人であれば当然作成されるものであり、届出のためにコストとなっているのは提出のみであることから、コスト削減の効果検証を行ったが、届出者の行政コストは十分に削減されているところ。

※なお、上記 3 点を含めた中小企業等協同組合法の手続に関しては関係省庁による共管である。また、経済産業局関係業務に関しては、平成 30 年までに地方自治体への権限移譲の方向性を出すこととなっており、地方自治体に移管される可能性がある。そのため、上記の手続の見直しに関しては、共管省庁及び自治体の理解と協力が必要。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

- (1) 役員の変更の届出（中小企業等協同組合法第 35 条の 2）  
手続き件数が年間 1,000 件以上であり、年間の件数が多い届出であることから、届出に係る負担軽減が図れないか検討するため。
- (2) 定款変更認可申請（中小企業等協同組合法第 51 条第 2 項）  
手続き件数が年間 1,000 件以上であり、年間の件数が多い申請であることから、申請に係る負担軽減が図れないか検討するため。
- (3) 決算関係書類の提出（中小企業等協同組合法第 105 条の 2 第 1 項）  
手続き件数が年間 1,000 件以上であり、年間の件数が多い届出であることから、届出に係る負担軽減が図れないか検討するため。

### 2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 役員の変更の届出（中小企業等協同組合法第 35 条の 2）  
行政手続の簡素化の可否について検討し、簡素化された手続によってなされた届出件数を定点観測（年度末）する。
- (2) 定款変更認可申請（中小企業等協同組合法第 51 条第 2 項）  
行政手続の簡素化の可否について検討し、書類が省略された手続によってなされた申請件数を定点観測（年度末）する。
- (3) 決算関係書類の提出（中小企業等協同組合法第 105 条の 2 第 1 項）  
行政手続の簡素化の可否について検討し、書類が省略された手続によってなされた申請件数を定点観測（年度末）する。